

法令審査等に関する例規

(昭四二・二・一) 昭四五増例

内閣法制局

目次

はしがき

— 一般的事項 …………… 一

1 公式令廃止後の公文の方式等に関する件 …………… 一

2 審議会等を設置する場合の立法方式について …………… 一

3 審議会等を期限付きで設置する場合の立法方式について …………… 二

4 審議会等の定足数・投票数の算定と議長等について …………… 三

5 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等について …………… 三

6 大蔵省設置法の一部改正案について（行政機関をその存置期間経過後において復活させるために講ずべき法的措置） …………… 四

7 行政機関の位置の表示の改正（北九州市の新設に関連して） …………… 八

8 任意的併科規定の書き方について …………… 九

9 刑罰を規定する法律案の施行日について …………… 九

10 改正法律の起案方式について …………… 九

11 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱いについて …………… 一

12 法律案の施行期日に関する規定について …………… 一

13 規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いについて …………… 二

14 「条約の締結について承認を求めめるの件」及び理由の書き方について …………… 六

15 法令案中修正の柱書 …………… 九

16 事務・事業の施行主体の経費負担規定について …………… 九

二 法律案・政令案の事務処理要領に関する事項	二〇〇
1 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について	二〇〇
2 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手續等について	二〇三
3 予算関係法律案の区別等について	二〇六
4 内閣提出法律案の整理について	二〇八
5 内閣関係事務処理要領（法律案・政令案について）抄	二〇九
三 特殊法人に関する事項	四四五
1 名称の使用禁止について	四四五
2 役・職員に関する罰則及び設立の登記について	四四五
3 公庫等の最高代表機関の名称について	四四六
4 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について	四四七
5 政府関係特殊法人の監事に関する規定について	四四九
6 政府関係特殊法人の増資規定について	四四九
7 政府関係特殊法人の監事に関する規定について	四五一
8 特殊法人に関する規定の表現等の統一について	五〇二
9 特殊法人に関する規定の整備について	五〇三
10 特殊法人の役員欠格条項について	五〇四
11 特殊法人に対する現物出資規定について	五〇五
四 制定文・前文	五〇五
五 改正方式	五〇六
1 題名について	五〇六

2 目次について	五〇六
3 章について	五〇七
4 見出しについて	五〇九
5 条、項、号の改正方式	六〇〇
6 冒頭に、条、項又は号を加える場合の方式	六〇三
7 条、項をなくし、又は条項を加える場合の方式	六〇四
8 条、項のうち、項だけを改める場合の方式	六〇五
9 号の改正方式	六〇六
10 その他の改正方式	六〇八
六 表現	七〇一
1 条、項、号、イロハ等を引用する場合の表現について	七〇一
2 「同」の用法について	七〇四
3 適用について	七〇五
4 準用について	七〇六
5 かつこ中の表現について	七〇七
6 特殊な語句について	七〇八
7 当用漢字表の補正案について	七〇八
七 附 則	七〇九
1 施行期日について	七〇九
2 規定の順序について	七〇九
3 附則の改正方式	七〇九

4	附則中の条、項等の引用について	八七
5	その他	八八
八 別表・表		
1	別表の改正追加の方式	八九
2	表中に名詞を列記する場合	九〇
3	表中の縦の区切りの取扱について	九一
4	その他の改正方式	九二
九 理由書		
		九二

は し が き

一 この資料は、昭和四二年二月一日までに当局において決定を見た法令の審査に関する取扱いに関する文書（これに関連のある資料を含む。）のうち主要なものを、部内の事務参考用に、事項に応じて分類整理したものである。

二 昭和二九年一月に決定された「法令用語改正要領」及び昭和三四年一二月に決定された「法令用語の送りがな のつけ方」の内容は、既に各種参考資料により普及されているので省略した。また、佐藤達夫編「法制執務提要」のなかにとりまとめられているような一般的な内容のもの及び今日においては取扱いが変更されているものも、原則として省略した。

内閣法制局長官総務室

註 各項目の末尾に附したかつて書で、

- (昭三〇・一次)は法令立案に関する協議・第一次会議(昭和三〇年一月一三日)の決定事項であることを、
- (昭三〇・二次)は同第二次会議(同年一月二四日)の決定事項であることを、
- (昭三〇・三次)は同第三次会議(同年一月一日)の決定事項であることを、
- (昭三〇・四次)は同第四次会議(同年一月二七日)の決定事項であることを、
- (昭三八)は法令立案に関する協議会(昭和三八年九月一〇日―二六日・決裁同年一月七日)の決定事項であることを、

その他のものは当該項目の決裁・決定の日付であることを示す。

一 一般的事項

1 公式令廃止後の公文の方式等に関する件

公式令は、五月三日を以て廃止されるが、これに代るべき法令は差し当つては制定しないので、公文の方式等については、当分の間左の通り取り扱うこととする。

- (一) 日本国憲法第七四条の規定による主任の國務大臣の署名及び内閣総理大臣の連署は、当該法律又は政令の末尾にこれを行うこと。
- (二) 法律又は政令の公布は、前号の署名及び連署のあるものに公布書を附してこれを行うこと。
公布書には、親署の後御璽をおし、内閣総理大臣が年月日を記入して署名すること。
- (三) 総理庁令又は省令の形式については、従前の閣令又は省令の例によること。
- (四) 政令、総理庁令及び省令には必ず施行時期を定めること(公式令第一一条の規定に相当する根拠規定がないから)。
- (五) 法令その他の公文の公布は、従前通り官報を以てすること。
- (六) 三級官の任免の辞令書の形式は、従前通り各省の定めるところによること。
- (七) 位記、勲記その他栄典に関する公文に関しては、公式令第一七条及び第一九条乃至第二一条の例によること。

(昭三二・五・一 佐藤次長次官会議説明)

2 審議会等を設置する場合の立法方式について

審議会、協議会その他諮問的又は調査的附属機関を新たに設置する場合には、そのための単行法を別個に制

定する方式と、各省設置法等の一部を改正して、審議会等の一括設置を定めている条項の表中に当該新設すべき附属機関を挿入するに止める方式とが考えられるが、今後は、原則として、次の取扱によるものとする。

(一) 委員の構成、審議会の運営等に関する事項を挙げて政令に委任することが妥当でなく、法律自体にこれを規定する必要がある場合(たとえば、委員中に国会議員を加えるべきことを定め、又は委員を特定の団体の推薦によつて任命すべきことを定める必要がある場合のごとし。)を除いては、各省設置法等の一部改正の方式によること。

(二) 当該新設すべき附属機関が臨時的のものである場合においても、そのことのみによつては、単行法制定の方式をとらないこと。

追て、前二号の取扱によらないときは、その都度、第二部長及び第三部長の承認を求めること。

(昭三三・一二・二〇)

3 審議会等を期限付きで設置する場合の立法方式について

総理府及び各省庁に審議会を期限付きで置く場合には、各省設置法等の附則に、次のような規定を置くものとする。

附則中第五項を次のように改め、第六項を削り、第七項を第六項とする。

5 第十五条第一項の表に掲げる(附属)機関のうち、皇居造営審議会及び訴願制度調査会は昭和三十五年三月三十一日まで、固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで、産業災害防止対策審議会は昭和三十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

(昭三四・一・二一)

4 審議会等の定足数・投票数の算定と議長等について

委員会、審議会等の定足数及び議決要件としての賛成委員等の数に、委員たる議長、会長等が含まれるかどうかは、解釈にまかせず法定したらどうか。

(決定) 特に含まれないものとする場合に、法定する。

(昭三八)

5 各省庁の定員の増加を実施するための改正の施行等について

(一) 年度開始以後最初に定員が増加される時に、年度末における定員をもつて施行すること。ただし、予算上一年未満の期間について増員を認めている場合であっても、その期間を限定したことが、単に事務費を表現する方法に止まることが確認されるときは、年度開始の時から施行することを認めること。

(二) 年度の途中における定員が年度末における定員をこえる場合は、そのこえる員数については、施行の時から読み替えるものとする。

(三) 前二項は、各省については、定員を定める表に掲げられる機関別に適用すること。

(四) 各省については、(一)及び(三)の措置の結果のいかんを問わず、合計の項は、年度末の定員をもつて算定するものとする。

(備考) 昭和三八年一月二二日の閣議に付された法律案について見ると本件(一)の本文の適用例として、通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部改正による中小企業庁の定員の改正が、同ただし書の適用例として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正による公正取引委員会事務局の定員の改正が挙げられる。

6 大蔵省設置法の一部改正案について
(行政機関をその存置期間経過後において復活させるために講ずべき法的措置)

- (一) 先の第三八回通常国会に提出した大蔵省設置法の一部を改正する法律案は、衆議院内閣委員会に付託されたまま、結局審議未了となつた。そこで次の臨時国会において再提出することとなつたが、その際、大蔵本省の附屬機関として設置されていた金融機関資金審議会をめぐつて、(二)に述べるような問題が生じた。
- (二) 金融機関資金審議会(以下「審議会」といふ)は、昭和三四年四月に行なわれた大蔵省設置法(以下「法」といふ)の一部改正により法第一七条第一項(附屬機関)の表に追加されて設置されたものであるが、その際あわせて法附則第四項の規定が設けられ、審議会は、昭和三六年三月三十一日まで置かれるものとされた(別紙一参照)。ところが、その後審議会の存置期間を二年間延長する必要が生じたので、前記の審議未了となつた法案においては、上記法附則第四項の規定につきその趣旨の改正措置が講じてあつた。今回上記法案を再提出するにあたり、審議会の存置期間が経過してしまつた現在においても、前回の場合と同様、法附則第四項の存置期間の規定に関連する改正をすれば足りるのか、それとも別途の措置を講ずる必要があるのか、が問題となつた。
- (三) ちなみに、先の通常国会で成立し、本年六月一日公布・施行された厚生省設置法の一部を改正する法律(昭和三六年法律第一〇二号)においても、医療制度調査会について同様の問題が生じたが、これについては衆参両院の法制局で検討の結果、上記一部改正法の附則に「厚生省設置法第二十九条第一項の規定中医療制度調査会に係る部分は、この法律の施行の日にあつたにその効力を生ずるものとする。」旨の規定を設けるべきであつた。

るとの結論に達し、この規定を追加するための国会修正が行なわれた。

四 そこで、(二)の事案についても、右の前例にならつて処理すべきかどうか、が一応問題となつたが、討議の結果結論として、「基本的には、法附則第四項の規定につき、前回の場合と同様の改正を加えるだけで足りるが、疑義を避ける意味から、再提出に係る一部改正案の附則に、審議会は、一部改正法の施行の日に新たに置かれるものとする旨の宣言規定を設ける」ととなつた(別紙二参照)。そこに至るまでの議論のすじみちは、次のとおりである。

(1) 法附則第四項は、審議会が本年三月三十一日まで置かれる旨を規定するにとどまり、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分が同日において「効力を失う」とは規定していない以上――従来の審議会そのものは同日の経過とともに存在しなくなることはもちろんであるが――当該規定の形式的効力そのものは、同日後においても失われていない、したがつて、法附則第四項の規定を改正して審議会の存置の期限を二年先とする改正措置を講ずれば、法第一七条第一項の規定中審議会に係る部分は、実質的効力を復活し、しかも事案の性質上当然に再提出に係る一部改正法の施行の日において審議会が再び設置されることとなる。すなわち当該規定は、法附則第四項の規定とあわせて限時的内容をもつものではあるが、限時法そのものではない。この点では、昭和二五年三月二十八日に公布・施行された副検事の任用資格の特例に関する法律の一部を改正する法律(昭和二五年法律第二五号)が、副検事の任用資格の特例を認める期間につき、改正前の当該期間の終期(昭和二四年一月一六日)を三月余経過した後において、延長措置を講じているのと同性格の問題である。

(2) ただ、今回の問題は、右の副検事の任用資格の特例に関する事案のように権能賦与規定に係るものではなく、行政機関の設置を内容とするものであるので、本年三月三十一日まで置かれた審議会と再提出に係る一部改正法案の成立・施行に伴つて再び置かれることとなる審議会との関係を明確にしておくことが適切であると思われ、かたがた前記厚生省設置法の一部改正において特別の規定が附則に追加された経緯をも考慮に入

れると、本件の場合、宣言規定として、別紙二に掲げる附則第二項のような規定を設けることが、妥当な解決策であると思われる。

(別紙 一)

大蔵省設置法 (抄)

附則

- 1 略
- 2 略
- 3 略
- 4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は昭和三十六年三月三十一日まで、置かれるものとする。

(別紙 二)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案 (抄)

附則第四項を次のように改める。

- 4 第十七条第一項に掲げる附属機関のうち、金融機関資金審議会は、昭和三十八年三月三十一日まで置かれるものとする。
- 附則
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
 - 2 金融機関資金審議会は、この法律の施行の日新たに置かれるものとする。

○副検事の任命資格の特例に関する法律

(昭和二十二年十二月十七日)
法律第九十九号

法律第九十九号

副検事は、この法律施行の日から一年以内に限り、検察庁法第十八条第二項の規定にかかわらず、副検事の職務に必要な学識経験のある者で副検事選考委員会の選考を経たものの中からこれを任命することができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十三年十二月一日)
法律第二百十五号

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。
「一年以内」を「二年以内」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○副検事の任命資格の特例に関する法律の一部を改正する法律

(昭和二十五年三月二十八日)
法律第二十五号

副検事の任命資格の特例に関する法律(昭和二十二年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

「二年以内」を「三年以内」に、「副検事選考委員会」を「副検事選考審査会」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(昭三六・九・一三)

7 行政機関の位置の表示の改正(北九州市の新設に関連して)

昭和三八年二月一〇日をもつて、福岡県門司市、小倉市、若松市、八幡市及び戸畑市を廃止し、その区域をもつて北九州市を置くこととなつてゐる(昭三七・一〇・一五自治省告示一三一号)。ところが、同年一月二日の閣議に付された法律案のうち、大蔵省設置法の一部改正(門司税関)、農林省設置法の一部改正(門司輸出品検査所等)及び運輸省設置法の一部改正(門司海員学校等)の三件において、行政機関の位置として門司市とあるのを北九州市と改める改正規定が含まれており、その改正規定の施行期日の定め方として

- (1) 他の部分と一諾にして、単にこの法律は昭和三十八年四月一日から施行する、とするもの、
- (2) これにただし書を附して当該改正部分は昭和三十八年二月十日から適用する、とするもの、
- (3) 同じくただし書において当該改正部分は公布の日から施行するとするもの

の三つの方式が考えられたが、位置の改正は、できるだけ早く施行して実体に合致させることが望ましいこと、しかし、さかのぼつて適用しても法的には意味がないこと等を考慮して、(3)の方式によることとした。(なお、二月十日前に法律として成立したものととしても、公布を二月十日後にすることが可能なので、二月十日前公布ということは、本件の場合には、考える必要はないであらう。)

(昭三八・一・二一)

8 任意的併科規定の書き方について

懲役と罰金の任意的併科の規定については、従来、

第〇条 違反した者は、〇年以下の懲役又は〇円以下の罰金に処する。

前項の刑は、情状により、併科することができる。

というように、選択刑の規定と併科の規定とを別の条項に書く慣例となつていたが、今後、これを次のように改めて、取扱いを一定すること。

第〇条 違反した者は、〇年以下の懲役若しくは〇円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(昭二四・四・一六)

9 刑罰を規定する法律案の施行日について

刑罰規定が施行とともに直ちに適用されることとなる法律案は、原則として、公布即日施行とせず、「公布の日から起算して十日を経過した日から施行する」こととすること。

(昭三四・一・二一)

10 改正法律の起案方式について

(一) 同一の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合において、その事項ごとに改正法律の施行期日が異なるときは、従来は、改正法律の本則中の単一の改正文言の下にすべての事項についての改正規定を織り込み、附

則において、改正法律を分割施行し、又は一応一括して施行することとし別に必要な経過措置を設けることによつて分割施行と同一の内容を定めることとする等の方式がとられるのが一般の例であつたが、同一の法律の同一の条項を施行期日を異にして数回にわたつて改正する場合等、従前の方式による附則の規定によつて処理することが著しく困難であるか、又は附則の規定が難解となる場合には、本則中に条を起して、同一の法律を対象とする改正文言を含む規定を数回設けることとして差しつかえない（注一）。

（注一） 右の方式による改正法律の起案例

厚生省設置法の一部を改正する法律

第一条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条中・・・改める。

第二条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中・・・改める。

第三条 厚生省設置法の一部を次のように改正する。

第五条中・・・加える。

附則

この法律中第一条の規定は○年○月○日から、第二条の規定は○年○月○日から、第三条の規定は○年○月○日から施行する。

（一） 右の（一）による方式をとる場合には、個々の法案につき、事前に部長及び次長の承認を経ること。

（二） 右の（一）及び（二）は、法律の附則において同一の他の法律を二以上の事項にわたつて改正する場合に準用すること（注二）。

（注二） これに関する前例

輸出検査法（昭和三十二年法律第九七号）附則第一〇条及び第一一条

（昭三三・二・五）

11 一部改正法と改正されるべき法律との成立時期が逆になる場合の取扱いについて

（一） 甲法律案と、甲法の成立を見越して同法の一部を改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合において、乙法の施行時まで甲法が成立しているとき（甲法律案が継続審査に付され、議案としての同一性を保ちながら会期を異にする国会において成立した場合を含む。）は、甲法の成立時が乙法の成立時よりおくれた場合においても、乙法の施行によつて甲法についての所期の一部改正が行なわれるものとする。

（二） 右の事例につき、乙法のみ成立し、甲法律案が審議未了となつた場合において、乙法の施行前に甲法律案と趣旨の法律案を再提出するときは、再提出する法律案中に、すでに成立している乙法が再提出に係る法律案に対する一部改正法として効力を有しないものと解してはならない旨を規定するものとする。

（三） 丙法の一部を改正する甲法律案と、甲法による丙法の一部改正を見越して、その改正後の丙法の一部をさらに改正することを内容とする乙法律案とが同じ国会に提出された場合にも、右の（一）及び（二）に準ずるものとする。

（注） 右の（二）及び（三）の例によつて起案された例

第三九回臨時国会に提出された通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律案附則第三
四條

（昭三六・一〇・六）

12 法律案の施行期日に関する規定について

（一） 法律案の施行期日に関する規定については、国会審議上の立場からの要請もあるので、国会の当該会期後の

確定日を施行日とする場合のほか、次のような事情があると認められる場合を除き、確定日とすることを避けるものとする。

(1) 予算関係法律案について、その実施上予算と法律との不一致を生じさせないようにするため、確定日を施行日とする場合

(2) 他の法律制度と密接な関連があつて、それとの調整を図る必要があるため、確定日を施行日とする場合

(3) 一定の時期から施行すべき格別の政策上の要請があつて、この要請にこたえるため、確定日を施行日とする場合

(二) 右の(1)から(3)までに掲げる場合に該当し、確定日を施行日とする法律案については、その国会への提出の日が当該確定日に近接するため国会審議上無理を生ずることにならないように、努めて早期に国会に提出するものとし、これがどうしてもできない場合には、確定日とするにつき、次に掲げるような調整の方途を講ずるものとする。

(例)

(1) この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行する。

(四) . . . (右に同じ。) . . . ときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

(昭三九・二・一三)

13

規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いについて

(一) 新たな問題

昭和三十六年三月三十一日付けの右と同様の標題の文書(別紙)によれば、「甲法中にたとえば、「. . . に関し

ては、乙法(昭和三十六年法律第 号)の定めるところによる。」との規定があり、乙法が未公布であつ

たため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて、「乙法の公布をまち、」正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつてゐる乙法の法律番号を補うことが許されるか。」という問題に対し、右の補完が許されるとの結論が下されているが、当時この問題を検討するに当つては、甲法と乙法と同じ国会で成立することを前提としていた。

ところが最近、右の乙法の案が甲法の成立した国会において未成立のまま継続審査に付され、その後の国会で成立した場合も、右と同じ結論を下してよいかどうか、という新しい問題が生じた。

(二) 事案

先の第四〇回通常国会において成立した国税通則法(昭和三十七年法律第六六号)の第七五条は、「. . . 不服申立てについては、この節. . . に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法(昭和三十七年法律第 号)の定めるところによる。」と規定しているが、同国会に提出された行政不服審査法案は、ついに成立するに至らず、継続審査に付された。そこで国税通則法は、右の規定中の行政不服審査法の法律番号を空白としたままで公布され、その後の官報正誤等による補完も、もとより行なわれていない。

ところで、継続審査に付された行政不服審査法案は、今回の第四一回臨時国会で成立する公算が大であるが、これに関連して、仮に同法案が今国会で成立するものとした場合、右の空白になつてゐる法律番号をいかなる方法で補完するか、という問題を解明する必要がある。

なお、右と同様の問題は、第四〇回通常国会で成立した法律のうち、(1)防衛庁設置法等の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第一三二号)附則第一項、(2)不当品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第一三四号)第一条第一項、(3)首都圏市街地開発区域整備法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第一三七号)による改正後の首都圏市街地開発区域整備法第三〇条及び(4)自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十七年法律第一四五号)附則第一項においても生じており、この際、このような事案が生じた場合の一般的な処理方針

を決定しておく必要がある。

(三) 結論とその理由

(1) 結論

(一)に述べた新たな問題の場合においても、甲法と乙法とが同じ国会で成立した場合と同様、乙法の成立・公布をまつて、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になつてゐる乙法の法律番号を補うことが許される、と解する。

(2) 理由

前記昭和三六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合、原本に加筆の上、官報「正誤欄」を利用する等により甲法の規定中空白になつてゐる乙法の法律番号を補うことが許されるためには、「立法者の意見が甲法の規定において乙法を引用することに確定しており、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であること」が必要であるとされている(同文書二の第一説参照)。ところで、甲法の規定に引用されている乙法の案が、ある国会で継続審査に付されるということは、同法案が同一性をもつて次の国会に持ち越されることを意味する。したがつて、これが次の国会で成立すれば、甲法の規定中の乙法とは、まさにこの成立した乙法そのものであり、空白の部分が同法の法律番号を示すものであることは極めて明白である。すなわち、この場合には、甲法と乙法とが同じ国会で成立したかどうかということは、本件の処理には、何ら関係のない事からである。そして、この点の説明がつく限り、前記昭和三六年三月三十一日付けの文書に掲げる問題の場合と特に取扱いを異にするべき理由は、見当たらないと思われる。

(注) なお、右の乙法案が継続審査に付されることなく、審議未了になり、その後の国会で再提出される場合には、たとえその内容が全く同一であるとしても、その再提出の際に、甲法の一部改正の形式で、甲法の規定中空白になつてゐる乙法の法律番号を補完する措置をとるものとする。

(別紙)

規定中に引用した法律が未公布のため、その法律番号を空白にして公布された法律の取扱いについて

(抄)

昭三六・三・三一

(問題) 甲法中にたとえば「…….」に関しては、乙法(昭和三六年法律第 号)の定めるところによる。「との規定があり、乙法が未公布であつたため、乙法の法律番号を空白としたままで甲法が公布された場合、後になつて、正誤等法律改正以外の方法で、右の規定中空白になつてゐる乙法の法律番号を補うことが許されるか。

(先例) 問題のような場合には、内閣官房において、官報「正誤欄」に、次のとおり掲載し、以後右の空白がみたまされたものとして取り扱つてゐる。

(注) 一例をあげれば、昭和三四年五月一四日官報第九七一四号三三五頁所載の記事
「昭和三四年三月三十一日(官報号外第二五号)公布法律第七五号補助金等の臨時特例等に関する法律附則第一項中「第 号」は、同年四月三〇日社会教育法等の一部を改正する法律の公布により、「第一五八号」となつた。

内閣官房官報報告主任「

一 頭記の問題について、昭和三六年三月三〇日、参議院法制局今枝法制次長から、当局高辻次長に、電話をもつて非公式に照会があつた。

二 部内における見解は、およそ次のとおりであつたが、第一説が多数であつた。

(第一説) 積極に解する。甲法の成立後公布前に乙法が公布された場合に、内閣官房において国会の議決にかかる原本に加筆して、乙法を引用する甲法の規定中乙法の法律番号の空白をうめることは、すでに慣行として確立してゐる。このような内閣官房による原本の補完は、甲法において

乙法の法律番号が空白であつても、立法者の意思は、乙法を引用することに確定しており、空白の部分同法の法律番号を示すものであることが極めて明白であるが故に立法者が許容しているのだと考えざるを得ないのであつて、この理は、乙法の法律番号が確定した時期が甲法の公布の前であるか後であるかによつて異なるはずはない。すでに原本が補完された上は、公布された甲法が補完された原本と相異なる点を補正することが否認されるべきはずはない。

(第二説)

消極に解する。法律が公布されれば、その内容のみならず表現も確定し、これを変更することは、法律の改正にほかならず、したがつてそのためには法律改正の手續によるほかはない。

三 結論として、問題の場合には、「正誤欄一」を利用することの可否は別としても、第一説の考え方によるのが相当である、とされた。

(昭三七・八・二〇)

14

「条約の締結について承認を求めるの件」及び理由の書き方について

(一) 従来、条約を国会に提出する際、その条約に国会の承認の対象となる文書が附属している場合にも、当該文書は、当然基本となる条約の中に含まれるものとして、「条約の締結について承認を求めるの件」(以下「承認を求めるの件」という。)及び理由には、単に、「……条約の締結について、日本国憲法……に基き、国会の承認を求める。」「政府は、……条約に署名した。よつてこの条約を批准することと致したい。これが、この案件を提出する理由である。」と書くのみで、次の二つの例を除いては、何ら附属文書には触れないことを通例としていた。

(1) 防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国とアメリカ合衆国との間の協定(第二四回国会)

「承認を求めるの件」において「……協定及び議定書の締結について、……承認を求める。」と書き、理由において「……協定及び議定書に署名した。よつて、この協定及び議定書を締結することとしたい。これが、……理由である。」と書いている。

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(第一二回国会)

「承認を求めるの件」においては「……条約の締結について承認を求める。」と書いたが、理由においては「……条約は、……署名され、同時に公文の交換が行われた。よつてこの条約の締結について承認を求める。これが、……理由である。」と書いている。

(二) 今般、新安全保障条約を国会に提出するにあたり、同条約に附属する三箇の交換公文の取扱い方が問題となつたが、外務省関係者と協議の上、第三四回国会に提出する条約から、条約に国会の承認の対象となる文書が附属しているときは、必ず「承認を求めるの件」の理由中に、基本となる条約のほか、当該文書が存在することを明示することとし、この場合の「承認を求めるの件」及び理由の書き方は、別紙新安全保障条約の「承認を求めるの件」及び理由の書き方の例によることとした。

なお、既に国会に提出するための閣議決定を経ている「関税及び貿易に関する一般協定へのスイス連邦の暫定的加入に関する宣言」については、同宣言に日瑞間の譲許表に関する調書が附属しておるところ、右調書は、「承認を求めるの件」及び理由において何ら触れていないが、同宣言は、既に閣議決定を経たものであること及び同宣言は、「この宣言が署名のために開放される時まで、ある交渉が完了していないためその結果をこの宣言に附属させることができないときは、その交渉の結果である譲許表は、関係政府及びスイス連邦政府が調書に署名を行った日から、この宣言に附属するものとし、かつ、その規定に従つて規制されるものとする」(宣言第四項)と規定しているので、同調書は、署名された日から同宣言の一部となつたと説明することができ、これを考慮して、同宣言の「承認を求めるの件」及び理由にかぎり、これを訂正しないこととした。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めらるる件
 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について、日本国憲法第七十三条
 第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めらるる。

理由

政府は、昭和二十六年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の
 安全保障条約に代わるものとして、昭和三十五年一月十九日にワシントンで日本国とアメリカ合衆国
 との間の相互協力及び安全保障条約に署名し、同時に同条約第六条の実施につき、昭和二十六年九月八
 日に吉田内閣総理大臣とアチソン合衆国務長官との間に行なわれた交換公文等につき及び昭和二十九
 年三月八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定につきそれぞれ公文
 の交換を行なつた。よつて、この条約を締結することといたしたい。これが、この案件を提出する理由
 である。

(昭三五・二・二)

15 法令案中修正の柱書

法令案の一部を修正する場合には、まず最初に、次例に示すような法令案を修正する旨の柱書をつけること
 とし、これに引き続いて、修正の内容を規定する。

例

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案中修正
 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案を次のように修正する。
 (以下略)

(昭三八・二・二二)

16 事務・事業の施行主体の経費負担規定について

事務又は事業の施行主体が当該事務又は事業の経費を負担する旨の規定は、不要ではないか。
 (決定) 原則として不要

(昭三〇・四次)

二 法律案・政令案の事務処理要領に関する事項

1 予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

内閣閣甲第四三号
昭和三六・七・一四
内閣官房長官

標記が昭和三六年七月一日の閣議で別紙一のとおり申し合わせになりましたが、これに関する諸般の手續は、別紙二の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」によることとしたので、これが実行方につき、貴省（庁）各部署に周知徹底するようお願いいたします。

なお、「法律案の法制局審査及び国会提出について（昭和三二年九月五日事務次官等会議申合せ）」は、前記閣議申合せにより自然消滅したものととして取扱うことといたします。

（別紙一）

予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について

昭三六・七・一一日

閣議申し合せ

内閣官房

行政の円滑な執行を期し、一方国会の正常な運営に資するため、翌年度予算の概算は、必ず前年度の一二月中に閣議決定するようその編成作業を進めるとともに、予算及び政府提出法律案を早期に国会に提出できるよう諸般の手續を進めること。

（別紙二）

国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて

「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について（昭和三六年七月一日閣議申合せ）」の趣旨に基づき、国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて、各省庁は、左記により諸般の手續を進めることとする。

記

（一） 毎会計年度の予算は、おそくも前年度一二月中にその概算につき閣議の決定を経ることとし、そのときまでに、各省庁は、大蔵省主計局及び他の関係省庁との間において、その内容の細目を、予算関係法律案（予算を伴う法律案をいう。）について法制局の下審査を受ける案をすみやかに確定することができるように、できなかぎり具体的に確定しておくこと。

（二） 前号の実行の確保に資するため、各省庁は、翌年度の歳入歳出等に関する見積書類（以下「概算要求書」という。）の大蔵省への送付について、予算決算及び会計令第八条の期限（八月三十一日）を厳守し、期限後の概算要求の追加は、原則として行なわないこととする。

（三） 各省庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び要旨を九月二〇日までに内閣官房に提出すること。

（四） 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

（1） 法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられている事項の実施が不可能であるものについては三週間以内。

（2） その他のものについては四週間以内。

ただし、前記各号の期限によりがたい特別の必要がある場合には、同号の期限前に、その事情を具し（法律案中確定しがたい部分があることが遅延の理由である場合には、その部分を示して）、かつ、閣議決定の予定日を明示して、遅延につき、閣議の了承を得ること。

- (四) 法律案の作成が円滑に行なわれるようにするため、各省庁は、次の手続きを確実に履行すること。
- (1) 各省庁は、大蔵省に概算要求書を送付する際には、同時に、概算要求書に組み入れられた事項に係る法律案の要綱（内容が簡単なものは法律案とする。以下この号において同じ。）を提出すること。この法律案の要綱は、できるだけ詳細なものとし、かつ、他の関係省庁と協議を経たものでなければならぬこと。
- (2) 各省庁は、(1)の法律案の要綱を大蔵省に提出したときは、同時に内閣官房及び内閣法制局にもこれを提出すること。
- (3) 各省庁は、四の(1)の法律案に該当することになると考えられる法律案については、歳入歳出予算等の概算についての閣議決定があつたときは、すみやかに内閣法制局に提出してその下審査を受けることができるよう、大蔵省との予算折衝と並行して、その作成をとり進めておくこと。
- (四) 予算関係法律案以外の政府提出法律案は、一〇月中に内閣法制局の下審査を開始することができるようにすること。
- (五) 以上各号のほか、政府提出法律案については、次の方針によること。
- (1) 補助金の交付その他法律の規定によることを要しない事項については、特に相当と認められる場合を除き、立法措置を講じないこと。
- (2) その趣旨、内容において密接な関連性がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情によりこれを統合することが適当であるものは、これを統合すること。

2

「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手續等について

内閣・閣乙第六九号
昭和三六・七・一四
内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

標記については、昭和三六年七月一四日閣甲第四三号の属をもつて別添写のとおり通知されましたが、この通知の別紙二（以下「取扱いについて」という。）に定める部数は、左記によるようお取り計らい願います。

記

- (一) 取扱いについての(三)の件名及び要旨は、別紙(1)の書式によることとし、その提出部数は四〇部とすること。
- (二) 取扱いについての(四)のただし書の手続は、別紙(2)の書式の印刷物九〇部を添えて各事務次官から内閣官房長官あて申し出るようにすること。
- (三) 取扱いについての(四)の(2)の提出部数は、内閣官房一〇部、内閣法制局一〇部とすること。
- (四) 取扱いについての(五)に基づき内閣法制局の下審査を受ける法律案は、少なくとも事務的にその内容に関し主務省庁の議がまとまつたものであり、かつ、当該法律案の内容が他省庁にも関連するものであるときは、関係省庁との意見の調整がとくされたものであること。
- なお、件名追加、件名又は要旨変更及び提出取止め等があつた場合には、前記(一)、(三)の手續をとられるようお願いいたします。

別紙(2) (四)のただし書の書式)

〇〇〇法案提出遅延について

{ 昭 3 6 . 0 . 0 }
〇〇〇〇〇 省 }

1. 遅延の理由

1. (〇〇省)
2. (党、〇〇特別委員会)

2. 閣議付議予定日

昭和 年 月 日

(備考)

1. 用紙は、B5とし、横書きとする。
2. 遅延の理由の項には、問題ごとに、具体的かつ詳細に理由を記述し、その末尾に関係省庁名又は党関係部会名等を()内に記入のこと。

別紙(1) (三)の書式)

第〇〇国会(常会)提出予定法案

〇〇省 総計 〇〇件
 4の1の法案(※) 〇〇件
 4のロの法案(△) 〇〇件
 その他 〇〇件

予算関係	件名	要旨	備考
※	〇〇〇法案(仮称)	(要旨は具体的かつ詳細に記入のこと。)	
※	〇〇〇法の一部改正法案	(")	
△	〇〇〇法等一部改正法案		
	〇〇〇法案		

- 備考
- 1 用紙はB5とし、横書きとすること。
 - 2 ※、△、その他をおのおの別紙にすること。
 - 3 検討中のものは別紙とすること。

内閣閣 甲第八三号
昭和三六・一一・一六
内閣官 房長官

昭和三六年七月一四日内閣閣 甲第四三号属で通知した「予算の年内閣議決定と国会の常会における予算及び法律案の早期提出について」の別紙(二)の「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の予算関係法律案の区別等については、別紙のとおり取扱いとし、貴省庁の今国会提出法律案をこれに基づいて整理するようお願いいたします。

なお、法律案の件数の削減等については、その取扱いを決定次第通知いたします。おつて、本件は、法制局等とは協議済みのものである。

(別紙)

予算関係法律案の区別等について

(一) 「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて(昭和三六年七月一四日内閣閣 甲第四三号属)

(以下「取扱要領」という。)(四)の(1)「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」(※印)には、それが制定されなければ予算又は予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く。

(1) 予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することをその内容とするもの

(例) (一) 国家公務員の定員を増加するもの

(2) 財政支出を直接にその内容とするもの

(例) (1) 国の負担金について規定するもの

(2) 既存の法律で定めている補助率を改めるもの

(3) その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの

(例) (1) 国家公務員の給与ベースを改定するもの

(2) 税率を改定するもの

(4) 予算又は予算参照書に明示されている行政機構の変動を実現するためのもの

(二) 取扱要領四の(2)の法律案(△印)は、(一)のただし書の法律案その他のものとし、たとえば、次のようなものとする。

(例) (1) 定員の範囲内で新たに局次長等の職を設置するもの

(2) 審議会の委員の定員を増加するもの

(3) 予算参照書に明示されていない審議会等を設置するもの

(三) 性質的には※印又は△印に属する法律案であつても、その施行が当該予算に係る年度の経過後となるものについては、※印又は△印でないものとして取扱う。

(四) 事務費の増加の理由が特定の新法律の施行に伴うものであつても、予算又は予算参照書においてその旨が明示されていないときは、その新法律案は、事務費の増加ということのみによつて、※印にも△印にも該当しないものとする。

4 内閣提出法律案の整理について

(三八・九・一三)
閣議決定)

- (一) 法律の規定によることを要する事項をその内容に含まない法律案は、提出しないこと。
- (二) 現に法律の規定により法律事項とされているもののうち、国民の権利義務に直接的な関係がなく、その意味で本来の法律事項でないものについては、法律の規定によらないで規定しうるように措置すること。とくに、国家行政組織法については、諮問的または調査的な審議会や部の設置は政令で定めることとし、また、行政機関に置くべき国家公務員の総数は法律で規定し、その各省庁への配付は政令で規定することとする等の改正を早急に検討すること。
- (三) 単純に補助金の交付を目的とする規定を法律で設けないこととし、現存のこの種の規定については、廃止の措置を漸次進めるものとする。これに伴い、長期的な計画または視野に基づく補助については、政府の重要施策としてとくにこれを公にする必要がある等特別の事由のあるものは当該補助要綱を閣議で決定することとし、その他のものは、主務省庁と大蔵省（主計局）との間で協議の上、長期的な計画または視野に基づく補助であることを当該補助要綱に記載できるものとする。
- (四) その趣旨、内容において密接な関連がある二以上の改正法律案であつて、付託される常任委員会が同一であることその他の事情により統合することが適当なものは、統合して提出すること。
- (五) 四に関連し、行政組織に關する法律案は、少なくとも各府省別一括するものとする。〔審議会の設置につき法律を要する間においては、単独の設置法案によらず、各府省設置法の改正によるものとする。〕
- (六) (一)、(二)または(五)によることができなない特別の事情があるときは、各省庁は、その法律案の提出につき、理由を具してあらかじめ内閣官房長官に説明し、閣議の事前了承を経るものとする。
- (七) 許認可事務の整理その他行政の簡素化に対する国民一般の要請にこたえるため、当面内閣提出法律案の件数

整理を図るとともに、長期的に現行法令の整理を検討し、推進すること。

5 内閣関係事務処理要領（法律案・政令案について）抄

(昭三九・一一 内閣参事官室)

第2 法律案について

1 閣議請議について

- (1) 法律案の請議書は、原本一部、副本四部を内閣参事官室に提出すること。条文は、別紙10の1（略）の用紙を使用することとし、その形式は一行三三字、一ページ一二行詰とすること。これらの原本、副本は同一タイプのものとし、明瞭で永久保存にたえるものとする。
 - (2) 原本及び副本に誤字等があつた場合は、鉛筆で加筆すること。（赤鉛筆、インク、墨等で加筆しないこと。）
 - (3) 法律案が閣議決定されれば、国会に提出する法律案印刷物を大蔵省印刷局で作成するので、各省庁は、事務用として法律案印刷物が必要なときは、請議書持参の際、別紙11（略）の注文書を提出すること。注文書の提出がないときは、事後の印刷には応ぜられないので、注意すること。
 - (4) 国会提出を特に急ぐものについては、事前に内閣参事官室と緊密な連絡をとること。
- 2 法律案の印刷について

- (1) 国会に提出する法律案の印刷物の発注の手続きは、内閣参事官室で行なつてゐるが、国会提出を急ぐ場合あるいは条文の長いものについては、各省庁に対し、仮印刷のときに読み合せを願う場合もある。
- (2) 閣議決定当日、直ちに、国会に提出する等のため、あらかじめ印刷したがその後法律案の国会提出を見合せる等の都合により不要となつたときは、当該法律案の印刷代金は、全額その省庁で負担すること。
- (3) 法律案印刷物の増刷分は、国会提出と同時に国会内印刷局分工場（参議院地階）から領収書と引換えに

3 受領すること。(印刷代金は、各省庁負担。印刷費は、単価一枚当り二円) 法律案の提出について

- (1) 法律案を国会に提出するときは、内閣参事官室からその法律案の主務省庁の政府委員室に、提出の時期及び提出議院名を確認した後、与党国会対策委員会の了承をえて提出する。よつて、各省庁政府委員室の主任者は、提出時期、提出議院名をあらかじめ良く承知し、内閣参事官室からの照会に対し、遅滞なく回答できるようにしておくこと。
 - (2) 法律案印刷物に誤りがあつたとき、あるいは原本に誤りがあつたときは、直ちに内閣参事官室に連絡すること。
 - (3) 原本の誤りである場合は、事前に内閣参事官室及び内閣法制局の了解をえてから訂正の手続きをとること。なお、訂正の手続きについては、内閣法制局の指示によること。
 - (4) 法律案印刷物の正誤訂正の必要が生じた場合は、各省庁は、内閣参事官室の了解なくして国会と交渉しないこと。
 - (5) 正誤訂正は、国会の要望により一回限りとしているので、各省庁は入念に読み合せを行ない、再度正誤訂正のないよう十分注意すること。
 - (6) 正誤の印刷物は、国会において、内閣参事官室の正誤通知に基づき印刷するので、正誤の印刷物が必要なときは、各院の印刷課と連絡すること。
- 4 公布について
- (1) 成立した法律は、成立の日から三〇日以内に公布しなければならないが、当該法律は、内閣で閣議決定の上、公布についての上奏裁可後に公布することになるので、主務省庁は、公布日について、相当期間前にその希望を内閣参事官室に申し出ること。突然公布を申し出ても、閣議手続き及び官報掲載の都合で不可能となることが多いので、注意すること。

(2) 法律が官報に掲載されたときは、すみやかに照合し、誤りがあつたときは、直ちに内閣参事官室に連絡すること。

5 常会に提出する法律案の手続きについて

- (1) 常会に提出する法律案は、別紙12(この例規の二の1参照)、別紙13(同二の2参照)、別紙14(同二の3参照)及び別紙15(同二の4参照)に基づき、処理すること。
- (2) 各省庁が定期的に内閣参事官室等に提出するものは、次のとおりである。

提出時期	提出するもの	部数	備考
① 九月上旬 「予算関係法律案要綱を 大蔵省に提出したとき。」	予算関係法律案要綱 大蔵省主計局からの通知によ り定められている様式のもの	一〇部	別紙12の5号のロ及び別紙13の3号に規定するもの (注)別に内閣法制局に一〇部
② 九月二〇日	常会に提出しようとする法律案の 件名及び要旨	五〇部	別紙12の3号及び別紙13の1号に規定するもの

- (3) 次年度予算概算(政府原案)が決定される見込みになると、内閣参事官室から再度法律案の件名及び要旨調(別紙16)及び法律案提出時期調(別紙17)を期限を付して提出願うよう通知するので、各省庁は、この調書を期日までに五〇部提出すること。
- (4) 提出法律案の件名要旨調及び提出時期調に基づき、内閣参事官室と内閣法制局とが、各省庁の文書課長等から説明をうけ、個々の法律案の提出期日を確定する。
- (5) この会議の結果に基づき、内閣官房長官は、与党とも相談の上、提出予定法律案件名表を新聞発表することとなるので、件名を秘とするもの等については、この旨内閣参事官室に申し出ておくこと。

- (6) 提出予定法律案件名表の決定と前後して、個々の法律案の先議院別を各省庁に内閣参事官室から照会するから先議希望議院を決めておくこと。
- (7) 予算関係法律案で別紙12（この例規の二の1参照）の「4のイ」に属するもの（※印のもの）の閣議決定の期限は、予算の国会提出後三週間以内、別紙12の「4のロ」に属するもの（△印のもの）は、四週間以内となつてゐるので、この期日を厳守すること。

- (8) この期日に閣議決定できないものは、遅延理由書（別紙12の4ただし書及び別紙13（この例規の二の2参照）を閣議に提出して当該大臣から閣議の了解をとること。

6 法律案の与党審査について

- (1) 法律案については、与党の機関に付しその了承をえた後閣議決定するよう政府に申入れがあるので、この手続きをとること。（別紙18参照）

- (2) この手続きは、部会↓政調審議会↓総務会↓国会対策委員会の順となつてゐる。これら与党の機関に各省庁から提出する部数は、次のとおりである。

部	会	五〇部
政調	審議会	三〇部
総	務会	五〇部
国会	対策委員会	五〇部

ただし、これらの部数については、多少増減がある。

- (3) 党の手續が完了してゐないが、確実に党機関の了承をえられる見込みであり、かつ、緊急に当該法律案を国会に提出しなければならぬものについては、内閣参事官室に申し出ること。

- (4) 当該法律案の関係省庁の事務次官、局長または官房長は、原則として、当該法律案が閣議に付議される日の与党国会対策委員会に出席し、案件の内容、提出時期及び先議別について説明することになつてゐる。

7 法律案の政府修正について

（別紙19参照）なお、同委員会は、毎日午前九時三〇分から院内で開催されている。

- (1) 政府提出法律案の政府修正を行ふ必要が生じたときは、直ちに、内閣参事官室及び内閣法制局にこの旨を連絡すること。

(2) 法律案の政府修正は、

ア 先議院において、委員会に未付託か又は付託されたが提案理由説明の終つてゐないものについては、政府からの修正通知をもつてたりる。

イ 先議院において提案理由説明を終つた法律案については、国会法第五九条により修正承諾を必要とする。

により行なわれ、法律案が後議院に送付された後には、政府修正はできない。

- (3) 修正の閣議請議の形式は別紙20（略）のとおりである。

- (4) これらの手続きは、法律案の国会提出の手續きと同一の手續であり、与党の審査も同じである。

- (5) 国会に対する修正手続きは、閣議決定後、内閣が行なう。

- (6) (2)のAの場合には、ときにより、修正案について、国会の本会議で大臣の発言を求められることがある。

8 国会法第五七条の三の規定に基づく内閣の意見について

（略）

9 法律案関係資料の国会への提出について

（略）

10 本会議における法律案の趣旨説明について

（略）

第3 政令案について

第〇〇回国会提出予定法案(確定)			
〇〇省 総計		件	
		※	件
		△	件
		その他	件
予算 関係	件 名	要 旨	備 考
	〇〇〇〇法案	(要旨は具体的かつ詳細に記入のこと。)	

- (備考)
- 1 様式は、昭和36年7月14日内閣閣乙第69号の「「国会の常会に提出する予算及び法律案の取扱いについて」の手續等について」によること。
 - 2 予算関係法律案の区別については、昭和36年12月16日内閣閣甲第83号の「予算関係法律案の区別等について」によること。

- 1 政令案の閣議請議は、第2の1の法律案の閣議請議についての(1)及び(2)に準ずること。(政令参考例別紙10の2(略))
- 2 閣議請議書を内閣参事官室に提出するときは、当該政令の公布希望日を連絡すること。ただし、公布の日
は閣議決定の翌々日以降となるので注意すること。
- 3 国会において審議中の法律案に基づき政令で三月三十一日または四月一日に法律と同時に公布を要するもの
等については、「準備のため」として、あらかじめ閣議決定しておくことができる。
- 4 閣議請議書を、内閣参事官室から内閣法制局に送付した後に内閣法制局審査の最終段階で内容の一部を修
正するためタイプしたときは、各省庁はその写四部を直ちに内閣参事官室に提出すること。
- 5 政令案の閣議決定後原本に誤りを発見したときは、第2の3の法律案の提出についての(3)に準ずること。
- 6 政令が官報に掲載されたときは、すみやかに照合し誤りがあつたときは、直ちに内閣参事官室に連絡する
こと。

法案提出時期等調									
〇〇省									
予算関係印	件名	提出関係	予算関係	法案の 大中小	他省 庁関係	与党関係	閣議決定 予定日	法制局審査 予定日	留意事項
※	〇〇法案(仮称)	A		中	大、通 容	与党要 望容	1・19	1・8	
△	〇〇法案	A		大	経、大 困	困	1・23	1・10	

- (備考)
- 1 提出関係欄には、Aは提出確定、Bは提出予定、Cは提出するかどうか検討中のものを、それぞれの区分により記入のこと。
 - 2 予算関係欄は、記入しないこと。
 - 3 法案の大中小欄には、大は条文50条以上、中は50条以下20条以上、小は20条未満で記入のこと。
 - 4 他省庁関係欄には、関係省を記入し、調整が容易なものは容、困難なものは困と記入のこと。
 - 5 与党関係欄には与党との調整が容易なものは容、困難なものは困と記入すること。また、与党の要望、常任委員会の決議等の有無を記入のこと。
 - 6 閣議決定予定日及び法制局審査予定日欄にはそれぞれの予定を記入のこと。
 - 7 件名は、第〇〇回国会提出予定法案(確定)(別紙16書式)の表の順序によること。

(参考)

文書課長等殿

内閣閣第二二二一号
昭和三八年一月二十四日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官

第四六回国会提出予定法律案件名簿の提出及び第四六回国会における内閣総理大臣の演説中に挿入すべき各省庁関係事項について(依命通知)

1 提出法案の件名及び法案について

第四六回国会に提出予定の貴省庁関係法案の件名及び要旨は、さきに御通知願いましたが、昭和三九年度予算概算の決定によりこれに変更を生ずるものもあると思われまますので、年末年始で多忙とは存じますが、再度提出予定法案の件名、要旨調(別紙(1)書式)及び法案提出時期調(別紙(2)書式)を明年一月八日(水)正午までにおのおの五〇部ずつ、当室に送付願います。

(書式は、別紙書式を厳守のこと。)

2. 3. 省略

総務会の法案審議について

(三七・二・二三)

官房長官殿

自由民主党総務会長 赤城宗徳

法案審議について

一月二三日の総務会に於て法案審議に関し左記の通り再確認致したので御了承を願ひ度し。

記

1 各法案提出の場合は閣議決定に先だつて総務会に御連絡を願ひ度し。

尚政府提出の各法案については総務会に於て修正することもあり得るにつき御了承を願ひ度し。

備考

各常任委員長、特別委員長、政調各部長には別紙の通り書類を発送したので御承知願ひ度し。

(別紙)

二月二三日

政調各部長、各常任委員長各特別委員長殿

自由民主党総務会長 赤城宗徳

法案審議について

一月二三日の総務会に於て法案審議に関し左記の通り再確認致したので御了承願ひ度し。

記

各法案の審議は、総務会において最終的に決定することになつてゐるので、各常任委員会各特別委員会の段階において法案修正の場合は、改めて、その修正点について総務会の承認を受けられ度し。

昭和三四年一月二七日

各事務次官等会議構成員殿

内閣官房長官

国会対策委員会に対する法案等の説明について

本日、自由民主党国会対策委員会から、政府から国会に提出する法律案、条約については、その円滑な成立を期するため、事前に国会対策委員会で当該案件の内容、提出時期及び先議別予定等につき承知いたしたいので、関係各省庁の事務次官、局長又は官房長等が同委員会に出席し、説明されたいとの申し越しがありましたので、原則とし、当該案件が閣議に附議される日の国会対策委員会において説明されるよう御配慮願ひます。

なお、同委員会は、毎日午前九時三〇分から院内において開催されており申添えます。

国会対策要領

(昭和三三・一〇・二)

事務次官等会議配布
自由民主党国会対策委員会

国会の正常なる運営のもとに、予算案及び諸法律案の審議の促進をはかることが真に望ましいところであるが、兎角、野党は慎重審議に名をかりて、審議の引き延ばしを行うことが多いのである。

よつて、本会議、各委員会の審議を通じて、出来る限り話し合いにより、相互の了解に努め、混乱を防止し、速やかに審議を終了するよう之が対策について遺憾なきを期すべきである。

○国会対策委員会の機構

1 国会対策委員長は、国会運営の対策に関する事項を総括する。

副委員長は、委員長を補佐し、各自の分担事項を処理する。

2 国会対策委員会は、国会開会中は、毎日これを開き、委員会からの審議状況の報告をうけ、情報を交換して、

その対策を樹立する。

必要に応じて、常任委員長会議を開き、又は当該委員会の理事及び委員の打合会を開く。
尚、常任委員長又は代理理事は、つとめて国会対策委員会へ出席すること。

以下、委員会、委員長、理事及び委員とあるは、常任委員会、特別委員会、常任委員長、特別委員長、常任
委員会理事、特別委員会理事、常任委員及び特別委員を指称する。

3 委員会の審査を促進するため、事故ある委員の補充として、予め、数人の担当委員を選定しておくこと。
○議案の取扱いについて

1 政府は、国会に法律案を提出するときは、事前に、国会対策委員会に対して、法律案を添付して通知する。
(参考)

2 政府が法律案を提出する場合には、事前に政務調査会の審議を経て、総務会の承認を得ることになつてい

3 議員が法律案及び決議案等を提出する場合には、党三役と国会対策委員長の承認を得ること。

4 委員会において法律案の審査中に、修正案、附帯決議及び希望条項案を提出する場合には、議員提出法律案と
同様の取扱いとすること。

5 委員長（又は理事）は、議案の附託を受けたときは、その取扱いについて、まず、国会対策委員会に連絡する
こと。

○法律案審議について

1 先議の法律案は速やかに議了し、参議院へ送付すること。

2 予算に関係ある法律案又は省、庁設置法案等は、先例により、衆議院を先議とすること。

3 政府は、法律案を衆参の何れを先議とするかについては、事前に、国会対策委員会と打合せすること。

4 議案が委員会において採決される場合には、委員長（又は理事）は、その採決前に代議士会に報告して、その
承認を受けること。

5 法律案に対する態度は、党の方針を堅持すること。

○委員会の運営について

1 従来の委員会における審査の実情に鑑み、傍聴人が多く、ために法律案の審議が阻害されているので、審議能
率化のため、委員長においては、傍聴人の数を、努めて制限するよう措置すること。

2 委員長は、委員会の開会前に、報道活動（テレビ、ニュース、写真）を許可し、会議中は、原則として、これ
を禁止すること。

3 委員会の審査の進捗をはかるため、理事会に於て協議し、附議案件の審議日程を作成して、その結果を国会対
策委員会に連絡すること。

4 与党委員の出席を督促すること。

5 委員会を欠席する場合は、委員自身が、国会対策委員会に連絡し、予め、代理者を依頼して出席させることを
原則とすること。

6 委員会の審査の状況に鑑み、委員の異動及び一時代理を必要とする場合は、幹事長が、国会対策委員長と協議
して決定すること。

7 委員長は、委員会の開会定刻までに、要求大臣及び政府委員を必ず出席せしむるよう督促すること。

8 委員会における総理大臣の出席要求は、真にやむを得ない場合に限ること。
やむを得ざる事由により、委員会に総理大臣の出席を要求する場合は、その決定前、予め、国会対策委員会と
協議して、出席の可否を決定すること。

尚、内閣総理大臣の本会議又は委員会出席要求の取扱に關しては、別に定めるところによる。

9 委員会において、所管大臣以外の大任の出席要求をする場合は、その質問事項を、事前に、国会対策委員会と
打合せをすること。

10 小委員長の与党独占については、各委員会において、この方針を堅持すること。

- 10 野党委員長については、法律案審査の能率化のため、万全の注意を払うこと。
- 11 委員会の休憩、散会については、議事の遅延に陥らざるよう注意を払うこと。
- 12 委員会における法律案、国政調査事件その他の案件の審査又は調査に際しては、その所管の範囲を厳守し、苟くも他の委員会の所管にわたらぬよう、十分留意すること。
- 13 委員会に於ける国政調査事件及び証人の出頭要求に関しては、さきの第二二回国会行政監察特別委員会において議決した。「刑事訴追を受けている事件について、可急的調査案件として採決しないこと。」との趣旨に鑑み、司法権の独立を尊重する建前から、現に検察庁において、捜査中の事件又は裁判所に係属中の事件については、その調査を留保すること。
- 14 委員長及び理事は、委員会の運営及び進行について常に、国会対策委員会と緊密な連絡をとること。
- 15 国会閉会中における委員会の開会については、事前に、国会対策委員会と打合せの上、開会の可否を決定すること。

○本会議の議事関係について

- 1 本会議の開会当日は、議運議事協議会の開会前に、その日の議事に関し、予め国会対策委員会において協議すること。
- 2 議運理事は、重要法律案、緊急質問及び不信任決議案等の本会議における取扱いについては、国会対策委員会と特に緊密な連絡をとること。
- 3 本会議における趣旨弁明、討論及び質疑等をなす者の人選については、幹事長と国会対策委員長が協議して、これを決定すること。

(参考)

尚、趣旨弁明、討論及び質疑等をなす者は、発言の要旨について予め政務調査会長の承認を得ることになつてゐる。

○副委員長分担

- 1 総務会
- 1 執行部
- 1 議事、代議士会
- 1 議案、政務調査会
- 1 委員(法案の提出と、審議状況を常に注視し、この推進をはかる)
- 1 内閣、社会党
- 1 両院議員総会、参議院
- 1 報道

右分担の外に常任、特別委員会における法律案審査の促進を督励するため、夫々の委員会を分担して、これを兼ねること。

内閣総理大臣の本会議又は委員会出席要求の取扱について

1 両院の本会議又は委員会への内閣総理大臣出席要求については、予め、本会議については議院運営委員長において、委員会については当該委員長(委員長が自民党以外に属するときは与党理事、以下同じ)において、必ず国会対策委員長と協議すること。

なお、内閣総理大臣の委員会出席は、緊急重大なものに限るよう当該委員長において配慮すること。

2 国会対策委員長が1の協議を受けた場合は内閣官房長官と協議し出席の要否、出席する場合の日時、出席時間等を決定し、その旨を当該委員長に連絡すること。

3 当該委員長は2の連絡を受けた後、所定の事務手続をすること。

4 特別の事情により前各号の連絡不十分なため、内閣総理大臣の出席要求が直接内閣になされる等の為、両院の要求が時間的に重複する等の場合は内閣官房長官は国会対策委員長にその調整を求めること。
 尚、この取扱の実行を期する為、国会対策委員長は予め社会党及緑風会並に参議院自由民主党の国会対策委員長に対し「内閣総理大臣の本会議又は委員会出席要求は事前に当該国会対策委員長を通じ、自由民主党国会対策委員長と協議され度い」旨申入れ、その協力を求めること。

三 特殊法人に関する事項

1 名称の使用禁止について

特殊法人については、原則として、同一名称の使用禁止のみを認めることとし、類似名称の使用禁止は、認めないこととする。

(昭三四・一・二一)

2 役員・職員に関する罰則及び設立の登記について

(一) 特殊法人の役員又は職員に関する罰則は、次のようにすること。

「第三十五条 第三十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした公団の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。」

(二) 次の二つの方式については、前者によること。

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。」

「第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継を受け九日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならぬ。」

特殊法人法案に関する民事局意見 (三四・一・二〇)

(1) 役員代表権に関する規定——「定款で定めるところにより代表し・・・」はやめること。

- (2) 代理人の選任に関する規定——「従たる事務所の業務の一部に関し・・・」とすること。
- (3) 決算完結時期を五月三十一日とすること。
- (4) 設立の登記の時期を設立委員から「事務の引継を受けたときは、遅滞なく」とすること。

(昭三四・一・二七)

3 公庫等の最高代表機関の名称について

公庫等の特殊法人の最高代表機関の名称には、総裁と理事長とがあるが、ある特殊法人についてそのいずれを用うべきかの基準は、およそ次のとおりである。

(一) 公共企業体たる三公社にあつては、総裁が用いられる(原子燃料公社では、同公社が、名称は公社でも、いわゆる公共企業体ではなく、事業团的なものであり、その規模も小さい(資本金一千万円)ので、理事長が用いられる。)

(二) 公庫にあつては、最高代表機関の職務代行機関が一般の理事のほかの特設される必要が認められる程度のもので、その最高代表機関を総裁とする取扱であつた。しかるに公営企業金融公庫において、そのような職務代行機関が特設されていないのに理事長を総裁としようとする動きがあり、法制局としては、右の取扱例に徴し、容易に賛成しなかつたが、予算書上も理事長が総裁に改められ(昭和三三年度政府関係機関予算書一八六ページ参照)、各方面に異存もないことが認められるに及んで漸くこの改正に同意し、国会においてもその趣旨の法律改正を可決せられた経緯がある(昭和三四年三月法律第一九号参照)。その結果、八公庫中六公庫で総裁制がとられるに至り、また、残りの二公庫についても、昭和三七年度において、予算書上、理事長が総裁に改められたこともあり(昭和三七年度政府関係機関予算書二〇二、二一六ページ参照)、現在では、公庫にあつては、総裁の名称を用いて然るべきものと考えられる。

(三) 公団にあつては、その事業が全国的であり、その業務の量が大であるものについては総裁が(日本住宅公団、日本道路公団、水資源開発公団、昭和三六年六月法律第一二四号による改正でその業務が豊川水系の開発に転換される前における愛知用水公団)、その他にあつては理事長が用いられている(首都高速道路公団、特定船舶整備公団、農地開発機械公団、森林開発公団、右の業務の転換後における愛知用水公団)。

(四) 事業団にあつては、すべて理事長が用いられている。
(昭三七・一・二四)

4 事業団の最高代表機関として「理事長」のほか「会長」を置くことの可否について

(一) 第四〇国会に提出予定の海外技術協力事業団法案は、「事業団に、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。」(同法案第八条)、「会長は、事業団を代表し、その業務を総理する。」「理事長は、事業団を代表し、会長の定めるところにより、会長を補佐して事業団の業務を処理し、・・・」(同法案第九条第一項及び第二項)と規定し、海外技術協力事業団の最高代表機関として、理事長のほか、会長を置いている。

(二) 事業団の最高代表機関として理事長のほか会長を置いた例は、別添調書の示すとおり、存しない。しかし、事業団以外では、次に掲げる例のとおり、若干存する。

(1) アジア経済研究所	会 長 一人	所 長 一人	理 事 二人以内
(2) 国立競技場	会 長 一人	理 事長 一人	理 事 三人以内
(3) 私立学校振興会	会 長 一人	理 事長 一人	理 事 三人以内
(4) 日本育英会	会 長 一人	理 事長 一人	理 事 三人以上
(5) 国民生活研究所(第四〇国会に提出予定)			

(三) 海外技術協力事業団の最高代表機関として理事長のほか会長を置く理由として、同事業団法案の起草当局(外務省)は、同事業団は、業務の性質上、海外との交渉が頻繁にあるが、その場合、理事長 (Executive Director) では対面上都合が悪いことがあるので、渉外面における同事業団の代表として (President) の名称を用いたこと(例えば、同事業団は、東南アジア諸国からの研究員を研修することを任務とするが、研修を終えた者に交付する研修終了書は、 President 名で発給したい。)及び同事業団の業務処理方法として、対外面は会長が、対内面は理事長が分担して担当することとしたいこと等をあげている。

(四) 先般、自民党より政府に対して申入れ(別紙)のあった公団等の役員の名稱の統一の中には、「総裁」の名稱を排除することを目的とするものであること及び事業団ではないが、類似の特殊法人の中にはその最高代表機関として「会長及び所長」又は「会長及び理事長」を置いている例もあることにかんがみ、本件は、特に渉外的理由があることを考慮して、「会長及び理事長」を認めては如何かと存ずる。

なお、今後とも、事業団の最高代表機関の名稱としては、「理事長」とする現在の例は、維持することと致したい。

(別紙)

昭和三十七年一月二十五日

自由民主党総務会長 赤城宗徳

官房長官 殿

政府出資の公庫公団の名稱について

政府出資の公庫、公団等の首脳者を「総裁」とし、「理事長」とするなど、不統一の面あるに鑑み、政府において適當の機關を設けて、これらを統一するようとの要請がありましたので御連絡申し上げます。因に総会においては、総裁の名稱を廃して、一率に理事長とするが適當なるべし、との意見であったことを申し伝えます。

(昭三七・二・五)

5 政府関係特殊法人の監事に関する規定について

新たに政府関係特殊法人の監事につき規定を設ける場合には、次によるものとする。

監事は、事業団の業務を監査する。

監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

なお、財務諸表等の主務大臣への提出に際して監事の意見書を添附させるものとする従来からの規定を維持するものとする。

(昭三八・二・三)

(備考) ———— の部分は、後掲8で修正された。

6 政府関係特殊法人の増資規定について

政府関係特殊法人(公庫、公団、事業団等。以下「特殊法人」という。)の資本金に関する従来の規定には、増資規定の存するものと存しないものがあり、後者については、政府の出資の決定があるつど、予算関係法律

案として、従前の資本金額に関する規定の改正又はその追加出資金額についての規定の追加により処理してきたのであるが、昭和三十八年九月十三日の閣議決定（内閣提出法律案の整理について）の趣旨等から、今後は次により処理するものとする。

(一) 新たに特殊法人を設けるため法律を制定する場合においては、当該法人が将来増資の予想されるものである限り、増資規定を設けること。

(二) 既存の特殊法人につき資本金の増加をする場合においては、当該法人につき更に増資が予想される限り、従前の個別的な改正方式によらず、一般的増資規定により措置すること（これにより難い特別の事情があるときは、別途協議すること。）。

(三) 右の増資規定は、次の例によるものとする。

(1) 全額政府出資法人の場合

第〇条

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。

3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(2) 政府以外の者による出資があり、又は予想される場合

第〇条

2 公団は、必要があるときは、〇〇大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により公団がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、公団に出資することができる。

(四) 従来一般の増資規定が存するが、国の追加出資規定を欠くものにつき、国の追加出資を規定する場合においても、上記(一)及び(三)の(2)に準ずるものとする。

(五) 増資が特定の基金の増加に充てるためのものである等の特別の事情がある場合には、これに関する規定を設けること。

(六) 現物出資の追加については、その必要が生じた場合に、別途規定を考慮するものとする。

(昭三九・一・二〇)

7 政府関係特殊法人の監事に関する規定について

政府関係特殊法人の基礎法を新たに制定し、又は改正する場合における監事に関する規定の取扱いについては、次によるものとする。

(一) 新制定の場合の監事に関する規定は、第四十三回国会で成立した海外移住事業団法第十二条、日本原子力船事業団法第九条等の例によること。

(注一) 上記規定の例は、次のようである。

第〇条

4 監事は、事業団の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は理事長を通じて主務大臣に意見を提出することができる。

(注二) 以上のほか、財務諸表及び決算報告書の主務大臣への提出に際して監事の意見又は意見書をつけるべきこととする従前の規定の例によるものとする。

(二) 右(一)の趣旨の規定を欠く現行法の改正をする場合においては、原則として、その規定を追加すること。

(三) 右の取扱いは、当面、公庫、公団及び事業団に関して適用すること。

(昭三九・一・二二)

10 特殊法人の役員の欠格条項について

昭和四〇年二月一九日の自由民主党総務会長、政務調査会長等との協議の結果、今後特殊法人の役員の欠格条項については、次のように措置することとした。

(一) 国会議員及び地方公共団体の議員は、欠格条項中には、掲げないこと(国会議員及び地方公共団体の議会の議員は役員となることができないこととしなければならぬ特別の理由がある特殊法人については、例外とする。)

(二) 政党の役員は、欠格条項中には掲げないこと。

(三) 国会議員及び地方公共団体の議会の議員並びに政党の役員を欠格条項に掲げている法律については、最近の改正の機会において、当該規定の部分を削るよう措置すること。

(備考)

(1) 昭和四〇年二月一六日閣議決定に係る八郎潟新農村建設事業団法案並びに同年同月一九日閣議決定に係る公害防止事業団法案及び農地管理事業団法案の役員欠格条項に関する規定のうち「国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長」の文言は削るよう修正して国会に提出することとした(「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」の文言は、残してある。)。なお、既に第四八回国会に提出したオリンピック記念青少年総合センター法案及び小規模企業共済法案でも、同じ文言を役員欠格条項に掲げているが、これは、与党において議員修正をすることとなった。

(2) 国務大臣及び地方公共団体の長は、「政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)」に含まれると解する。

(3) 既存の法律の規定の改正のしかたについては、従来の規定のしかたが区々であり、この際あわせて整備統一する必要があると思われるので、別途検討すること。

(昭四〇・二・一九)

11 特殊法人に対する現物出資規定について

特殊法人に対する政府の当初の現物出資の目的たる不動産その他の物件がその設立時において工事が未完成である等のため当該出資が設立後相当期間を経過して行なわれる場合におけるその現物出資と資本に関する規定については、従来の規定の例では問題とされる点があるので、次の方式により規定するものとする。

記

(一) 政府は、の財産を出資するものとする。

(二) 前項の規定による政府の出資があったときは、同項の財産の価格の合計額に相当する金額をもって〇〇〇〇の資本金とする。

(注)

従来の特殊法人の設立に伴う当初の現物出資と資本に関する規定

1 〇〇〇〇の資本金は、〇〇〇〇の設立の際現に国の有する、の財産の価格の合計額に相当する金額とし、政府がその全額を出資する。

(昭四一・三・七)

四 制定文・前文

(一) 政令の制定文は、政令の一部をなす(法制執務提要一四三頁)ものというからには、制定文中に引用された法律の条名等が変わつた場合は、制定文も改正して置くか、または、現在のように制定当時の政令の根拠を示すにとど

めておくか。なお、政令の制定文には、その政令の本則の根拠条文のみを引用し、附則による他法令の改正の根拠条文は引用しない例であるからには、「・・・に基づいて、この政令を制定する。」というものは、不正確ではないか。

〔決定〕 従前どおり。なお、当該政令の本則の根拠となる法律の附則の規定の委任に基づき当該政令の附則に規定を設ける場合には、その根拠条文を制定文に引用するものとする。

(昭三八)

(二) 前文には、「前文」という標題をつけてはどうか。

〔決定〕 つけることとしてもよいが、具体例が出たときにあらためて協議する。

(昭三八)

五 改正方式

1 題名について

題名とそれに続く第一条及び第二条を全部改める場合に、題名の改正と第一条及び第二条の改正は、別の柱書を立てる必要があるか。

〔決定〕 題名の改正とこれに続く条の改正とは、別の柱書による。

(昭三八)

2 目次について

(一) 目次をつける方式

(1) 題名の次に次の目次及び章名を附する。

(2) 第一条の前に次の目次及び章名を加える。

〔決定〕 (1)を原則とする。ただし、政令の場合には、題名の次に制定文があるので、これを考慮して処理する。

(昭三八)

(二) 目次の改正の方式

(1) 目次中括弧内の条名だけを改める場合にも、「第〇章・・・(第〇条―第〇条)」と引用する必要があるか。
〔決定〕 改正する条名「第〇条」だけを引用すれば足りる。

(昭三〇・四次)

(2) 目次が、たとえば「郵便貯金法目次」となっている場合(昭和二十二、三年頃に多い。)その目次を改めるときは、次のいずれによるか。

(1) 郵便貯金法目次中・・・

(2) 目次中・・・

〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

3 章につらて

(一) 章名を改める方式

(イ) 第三章の章名を次のように改める。

第三章 〇〇〇

(ロ) 「第三章 △△△」を「第三章 〇〇〇」に改める。

〔決定〕 (イ)を原則とするが、(ロ)によつてもよい。

(昭三八)

(二) 章を加える方式

(イ) 第〇条の次に次の一章を加える。

(ロ) 第〇章の次に次の一章を加える。

〔決定〕 (ロ)を原則とする。

(昭三八)

(三) 「第〇章中」の用法について

章・節等の区分のある法令中について、枝番号をつけずに条文を追加し、又は条文を削る方法は、次の例でよいか(目次の改正を除く。)

(イ) 第三章中第八条を削り、第九条を第八条とし、第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

(ロ) 第四章中第十一条から第二十条までを一条ずつ繰り下げ、第三章中第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(ハ) 第二章を削り、第三章中第七条を第四条とし、第八条を削り、第九条を第五条とし、第十条を第六条とし、同章を第二章とし、……。

(ニ) 第三章中第八条を削り、第七条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

〔決定〕 設問のような疑問を避けるためには、「第〇条 削除」の形に改め、又は枝番号を用いることもでき

4 見出しについて

(一) 見出しをつける方式

第〇条を第〇条とし、同条に見出しとして……を加え、同条中……

〔決定〕

第〇条に見出しとして「(……)」を附し、同条中……、同条を第〇条とし、……

(昭三〇・三次)

(二) 見出しを改める方式

第〇条の見出しを「——」に改め、……

(括弧がなし)

〔決定〕 「——」は「(——)」とする。

(昭三〇・三次)

(三) 条中の字句と見出し中の字句を同時に改める方式

〔決定〕 「第〇条(見出しを含む。中「……」を「……」に改める。」という方式を用いる。

(昭三〇・四次)

四) 「(委任規定)」という見出しと「(政令への委任)」、「(実施規定)」等という見出しは、統一する必

要がないか。

〔決定〕 通常の場合は、「(政令への委任)」とする。

(昭三八)

5 条、項、号の改正方式

(一) ある条を三つの条に分ける場合の方式

(1) 第〇条を次のように改める。

第〇条

第×条

第△条

(2) 第〇条を次のように改める。

第〇条

第〇条の次に次の——条を加える。

第×条

第△条

〔決定〕 (2)を用いるのを原則とする。

(昭三〇・二次)

(二) ある条、項又は号を全部改め、その条、項又は号の直後に新たな条、項又は号を加える場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(1) 第〇条第三号を次のように改める。

三

第〇条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四

(2) 第〇条中第三号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三

四

(3) 第〇条第三号を次のように改める。

三

第〇条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同号の前に(又は「第四号として」)次の一号を加える。

える。

四

〔決定〕 (1)による。

(昭三八)

(三) ある条が二項で構成され、第二項を全部改めて第四項とし、新たに第二項及び第三項として二項を加える場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

(1) 第〇条第二項を同条第四項とし、同項を次のように改める。

4

第〇条第一項の次に次の二項を加える。

2

3

(2) 第〇条第二項を削り、同条に次の三項を加える。

- 2
- 3
- 4
- 〔第〇条第二項を次のように改める。〕

- 2
- 3
- 4
- 〔第〇条第二項を次のように改める。〕

- 2
- 3
- 4
- 第〇条に次の二項を加える。

〔決定〕 (イ)を原則とする。(ロ)、(ハ)は、用いない。

(昭三八)

〔四〕 三項から成る条文の各項に語を改める部分があり、かつ、第一項及び第二項の項番号は不変、第二項にただし書を加え、第三項は一項繰り下げ、第二項の次に新たに一項を加える必要がある場合に、改正の順序は、次のいずれによるべきか。

- (イ) 第一項について語を改め、ついで第三項にとんで、語を改めて第四項とし、次に第二項にかえて語を改め、次のただし書を加えるで切つて、最後に行をかえて第二項の次に次の一項を加える。とする。
- (ロ) 第一項について語を改め、次にすぐ第二項について語を改め、ただし書を加えてしまい、次に第三項について語を改めて第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。とする。

〔決定〕 (イ)が普通である。

(昭三八)

〔五〕 ある条の第二項を削り、第三項から第五項までを一項ずつ繰り上げる場合の表現方法として、次のうちいずれによるか。

- (イ) 第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項及び第五項を一項ずつ繰り上げる。
 - (ロ) 第一条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。
- 〔決定〕 (ロ)による。 (注) 右の方式は、条、号についても用いられる。

(昭三八)

- (イ) 本則及び附則の条名が通し番号になつていない場合に、本則の末尾に条を加えるときの方式
 - (ロ) 本則中第〇〇条の次に次の一条を加える。
 - (ハ) 第〇〇条の次に次の一条を加える。
 - (ニ) 本則に次の一条を加える。
- 〔決定〕 (ロ)又は(ハ)による。

(昭三八)

6 冒頭に、条、項又は号を加える場合の方式

- (イ) 第一条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次の二条を加える。
- (ロ) 第一条を第一条の三とし、第一条及び第一条の二として次のように加える。
- (ハ) 第一条を第一条の三とし、同条の前に次の二条を加える。
- (ニ) 第〇条中 . . . 第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- (ウ) 第〇条中・・・第一号を第二号とし、同条に第一号として次のように加える。
 - (イ) 第〇条中・・・第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。
- 〔決定〕 (一)及び(二)ともに(イ)又は(ウ)による。

(昭三八)

7 条、項をなくし、又は条、項を加える場合の方式

- (一) 二条又は二項で構成されている本則又は附則が改正により条又は項が存しないものとなる場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。
 - (イ) 第一条の見出し及び第二条を削り、第一条を本則とする。
 - (ウ) 第一条の見出し及び条名を削る。
 - 第二条を削る。
 - (イ) 第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。
- 〔決定〕 (ウ)又は(イ)による。

(昭三八)

- (二) 条又は項で構成されていない本則又は附則に条又は項を加える場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

- (イ) 本則(附則)を本則(附則)第一項とし、本則(附則)に次の一項を加える。
 - (ウ) 本則(附則)を本則(附則)第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
- 〔決定〕 どちらでもよい。

(昭三八)

- (三) 二項で構成されている本則(附則)を改正して、項がないものとする場合、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

- (イ) 本則(附則)第二項を削り、本則(附則)第一項を本則(附則)とする。
 - (ウ) 本則(附則)第二項を削り、本則(附則)第一項の項番号を削る。
- 〔決定〕 (ウ)による。

(昭三八)

8 条、項のうち、項だけを改める場合の方式

ある条項中に「第〇条第二項」という語がある場合に、その語のうち、「第〇条」はそのまま、「第二項」だけ「第三項」に改める必要があるときは、「第〇条第二項」を「第〇条第三項」に改め・・・と表現するのが通例となつていますが、次の場合には、どこまで引いて改めるべきか。

- (イ) ある条項中の語が「第〇条第二項及び第三項」とある場合に、これを例えば「第〇条第二項から第四項まで」に改めたいとき。
- (ウ) ある条項中の語が「法第〇条第二項」とある場合に、その「第二項」を「第三項」に改めたいとき、また「法第〇条第二項及び第三項」とある場合にその「第二項」及び「第三項」を「第二項から第四項まで」に改めたいとき。

(イ) ある条項中の語が「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律第〇条第二項」とある場合に、その「第二項」を「第三項」に改めたいとき。

〔決定〕 条から引用するのが原則である。しかし、前後の関係等により、誤りを生ずるおそれがなく、簡素な表現が適するときは、例外の方式によつてもよい。

9 号の改正方式

(一) 号の移動の方式

以下の例においては、第八号が末号であり、枝番号が存在しないものとする。

- (1) (イ) 第三号を第五号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ロ) 第三号を第五号とし、第四号を第六号とし、以下二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ハ) 第八号を第十号とし、第三号から第七号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ニ) 第三号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ホ) 第三号から第八号までをそれぞれ二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ヘ) 第三号以下を二号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。
- (ニ) 第三号から第八号までをそれぞれ第五号から第十号とし、第二号の次に次の二号を加える(会議中設けた議題)。

〔決定〕 (イ)を用いるのが原則である。ただし、場合によつては、(ロ)又は(ハ)を用いてもよい。条の挿入の場合も、右に準ずるものとする。「繰り下げる」という動詞に係る「以下」、「順次」又は「それぞれ」は用いない。ただし、この場合における「以下」の意味は、通常の用例におけるそれと異なり、「順次」及び「それぞれ」は、「ずつ」と重複することとなるからである。

〔疑問〕 「以下」の意味が単一であるかどうかについて疑問がある。「以下この章において・・・」という場合もあるから。

- (2) (イ) 第八号を第十号とし、第六号から第七号までを二号ずつ繰り下げ第五号の次に次の二号を加える。

(ロ) 第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。
〔決定〕 (ロ)を用いる。条の場合においても、右に準ずるものとする。

(昭三〇・二次)

(二) 各号列記がすでに存在する場合に、さらに号を加える方式

- (イ) 第〇条第〇号の次に次の〇号を加える。
 - (ロ) 第〇条に次の〇号を加える。
 - (ハ) 第〇条中第〇号の次に次の〇号を加える。
 - (ニ) 第〇条に第〇号から第〇号までとして、次のように加える。
 - (ホ) 第〇条に次のように加える。
 - 五
 - 六
- 〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二次)

(三) ある条項の各号を全面的に改正する必要がある、しかも改正の結果、号の数が増減するような場合の改正方式をどうするか。

たとえば、五つの号を三つの号とする場合には、次のいずれの方式によるべきか。

- (イ) 第〇条各号を次のように改める。
- 一
- 二
- 三

(ロ) 第〇条第一号から第三号までを次のように改め、同条第四号及び第五号を削る。

- 一
 - 二
 - 三
- 〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

四 現在各号のない条(又は項)に各号を加える場合の形式として、次のいずれによるべきか。

- (イ) 第〇条に第一号から第〇号までとして、次のように加える。
- (ロ) 第〇条に次の〇号を加える。
- (ハ) 第〇条に次の各号を加える。
- (ニ) 第〇条に次のように加える。

- 一
- 二

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

10 その他の改正方式

(一) 条、項中の一部を改めて、条、項等を移動する場合の方式

- (1) (イ) 第〇条第〇項中「.」を「.」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とする。
 - (ロ) 第〇条第〇項中「.」を「.」に改め、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とする。
- 〔決定〕 (イ)でよし。

(昭三八)

(2) (イ) 第〇条中「.」を「.」に改め、. 同条を第〇条とし、.

(ロ) 第〇条を第〇条とし、同条中「.」を「.」に改める。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・二次)

(3) (イ) 第〇条中第三項を削り、第二項を第四項とし、同項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。

(ロ) 第〇条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(注) 「第〇条中第〇項を削り、」という場合には、「中」は用いない。まず中味を直して然る後に項の移動行なり。

(昭和三〇・三次)

(二) 項、号中の一部を連続して改める場合の方式
第〇条第〇号中「.」を「.」に、同条第〇号中「.」を「.」に改め、.
改め、.
〔決定〕

第〇条第〇号中「.」を「.」に改め、同条第〇号中「.」を「.」に改め、.
「中」とある場合は、原則として、そのつど、「改め」等を下に置く。

- (三) 項、号、ただし書のみを削る(改める)等の方式
 - (1) 第〇項中第〇号及び第〇号を削る。
 - (2) (1) 第〇条中ただし書を削り、同条に次の〇項を加える。
 - (イ) 第〇条中第〇項を次のように改める。

(昭三〇・三次)

- (四) 「前段中」、「後段中」、「本文中」、「ただし書中」、「各号列記以外の部分中」等は、そこで改正しようとする同一語が同一条項中の他の部分にある場合のみに限つて用いるべきか。
 - 〔決定〕 「ただし書中」は、書くのを原則とするが、その他も特記することを妨げない。ただし、「各号列記以外の部分中」は、これを用いるほかに方法がないためやむを得ない場合に限り、用いるものとする。

(昭三八)

- (五) 句点のついた文章を改める場合の方式
 - (1) 「……しなければならぬ」を「……することができる」に改める。
 - (2) 「……しなければならぬ。」を「……することができる。」に改める。

(昭三八)

(六) 読点の下にことばを加える場合の方式

- (1) 「……」の下に「……」を加え、……
 - (2) 「……」の下に「……」を加え、……
- 〔決定〕 (2)を用いる。(1)、「」はその下の字句に従属するものと解すべきだからである。

(昭三〇・二次)

(七) 後段追加の方式

- (1) 第〇条第〇項に次の後段を加える。
 - (2) 第〇条第〇項に後段として次のように加える。
- 〔決定〕 (2)を用いる。

(昭三〇・二次)

(八) 次の例の適否

- 第〇条中「前二条」を「第一条」に、「第一条」を「同条」に改める。
- 〔決定〕 かまわなす。

(昭三八)

六 表 現

1 条、項、号、イロハ等を引用する場合の表現について

(一) 本則が一項だけの場合にその一部改正をするには、「本則中……」又は「本則第〇号中……」というように、「本則」という表示をすることが必要か。

〔決定〕 附則の規定との関連上誤解を生じない場合には、特に「本則」という表示をしなくてもよい。

(昭三八)

(一) 法第〇条及び第〇条

(二) 法第〇条及び法第〇条

〔決定〕 (一)を用いる。ただし、(二)を用いなければならない場合があるかどうかは、別途研究する。

(昭三〇・一次)

(三) 第〇条第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

(四) 第〇条第一号中ロをハとし、イの次にロとして次のように加える。

〔決定〕 (一)を用いる。

(昭三八)

(四) 第〇条第一号イ、ロ及びハを削る。

(五) 第〇条第一号イからハまでを削る。

〔決定〕 (四)を用いる。

(昭三八)

(五) 三．．．前各号．．．

(六) 三．．．前二号．．．

(七) (五)をおお、「前各項」という用い方はどうか。

〔決定〕 先行する号のすべてを指示する場合で、指示する号が四号以上であるときは「前各号」、三号以下であるときは「前三号」、「前二号」、又は「前号」を用いる。先行する項を指示する場合も、同様とする。

(昭三〇・一次)

(六) 七．．．前三号．．．

(七) 七．．．第二号から前号まで．．．

〔決定〕 先行する号の一部を指示する場合で、指示する号が四号以上であるときは「第二号から前号まで」というように、三号以下であるときは「前三号」、「前二号」又は「前号」を用いる。先行する条又は項を指示する場合も、同様とする。

(昭三〇・一次)

(七) 連続する三以上の条、項又は号について同じ内容の改正を行なう場合には、次のいずれの方式によるべきか。

(一) 第〇条から第〇条まで中「．．．」を「．．．」に改める。

(二) 第〇項から第〇項までの規定中「．．．」を削る。

(三) 第〇号から第〇号までの各号中「．．．」の下に「．．．」を加える。

〔決定〕 (二)による。

(昭三八)

(八) (一) 2．．．次項．．．

(二) 2．．．第三項．．．

〔決定〕 (一)を用いる。

(昭三〇・一次)

(九) 片かな文語文の法令中の枝番号の条又は号を引用する場合

(一) 第〇条ノ〇第〇号ノ〇の次に次の一号を．．．

(二) 第〇条の〇第〇号の〇の次に次の一号を．．．

〔決定〕 (一)を用いる。

(昭三〇・二次)

(十) 他の法令の規定を引用する場合に、条名等の下に(要旨)を加えるものと加えないものがあるが、統一する

必要はないか。

「決定」 場合によることとし、しつて統一しなす。

(昭三八)

2 「同」の用法について

(一) 第〇条第△項をすぐあとで引く場合の方式

(イ) 同項

(ロ) 同条同項

〔決定〕 (イ)を用いる。ただし、特にまぎらわしさを防ぐため、(ロ)を用いる場合もある。

(昭三〇・二次)

(二) 「〇〇規則(—勅令—号)」をあとで引く場合の方式

(イ) 〇〇規則(明治一年勅令第1号)第〇条。同令第×条。

(ロ) 〇〇規則(明治一年勅令第1号)第〇条。同規則第×条。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三八)

(三) かつこがある場合の方式

(1) 第一項。第八項。第一項。

(2) 第一項。同項。同項。

かつこの中で同項という場合、かつこの直上の項を指すが、かつこの直下で同項といえは、つまり右(1)の例で同項といえは、第一項を指すか第八項を指すか。

解決策としては、次の諸案が考えられる。

(イ) かつこ通算直前主義

(ロ) かつこを除外した直前主義

(ハ) 誤解を生じないように同項の表現を避ける主義

〔決定〕 (イ)による。なお、かつこの前又は後に「第〇項」がなく、誤解を生ずるおそれがない場合には、「同項」を用いてもよい。

(昭三八)

3 適用について

(一) 読替えの方式

(イ)の適用については、「.」とあるのは、「.」と読み替えるものとする。

(ロ)の適用については、「.」とあるのは、「.」とする。

(ハ)を適用する場合には、「.」とあるのは、「.」とする。

〔決定〕 (イ)と(ロ)を比較すれば、(イ)を用いず、(ロ)を用いるべきである。(ロ)と(ハ)を比較すれば、(ロ)を用いるのが原則であるが、(ハ)を用いなければならぬ場合もある、と思われる。

(昭三八)

(二) 一定の期間、事項等について、ある条項中の一部の規定を変更して適用することとし、その変更適用に係る条項を他で引用する必要がある場合に、次のいずれによるべきか。

(イ)までの間は、第A条中「.」とあるのは、「.」と読み替えるものとする。

(ロ)までの間は、第A条中「.」とあるのは、「.」とする。

この後者の場合、あとで「第B条の規定により読み替えられた第A条」といえるか。
〔決定〕 (イ)によることとして差しつかえない。

(昭三八)

4 準用について

(一) 準用規定の表現方式

(イ) の場合には、. の規定を準用する。
(ロ) の規定は、. の場合に準用する。

〔決定〕 (ロ)を用いるのが、原則であろう。しかし、先行する文章との関係では、(イ)を用いても、差しつかえない。

(昭三〇・一次)

(二) 準用規定の後段の表現方式

第〇条第一項の規定は、. について準用する。

(イ) この場合において、「――」とあるのは、「.」と読み替えるものとする。

(ロ) この場合において、同項中「――」とあるのは、「.」と読み替えるものとする。

〔決定〕 (ロ)によるのを原則とするが、(イ)によつてもよい。

(昭三八)

(三) A条を準用するB条をさらにC条が準用している場合において、B条及びC条の関係を含めてA条を引用するには、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) A条（B条（C条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）

(ロ) A条（B条及びC条において準用する場合を含む。）

(注) (ロ)の方式によつた例 非訟事件手続法一九五ノ四条

森林法 一九一条

〔決定〕 (イ)を原則とするが、誤解のおそれがない場合には、(ロ)を用いてもよい。

(昭三八)

(四) 孫準用の場合の読替は、どの程度に行なうべきか。

〔決定〕 孫準用は努めてやめること（なお、平が左文の法令で片かな文の法令を準用する場合の読替は、片

かな文に読み替えること。）。

(昭三〇・四次)

5 かつこ中の表現について

(イ) にあつては、. 以下同じ。

(ロ) にあつては、. とする。以下同じ。

〔決定〕 原則として(イ)を用いる。

(昭三〇・一次)

(ロ) にあつては、. 以下同じ。

(イ) にあつては、. 以下同様とする。

〔決定〕 (イ)を用いる。

(昭三〇・一次)

(三) (イ) を含む。(ロ) 以下「.」とす。

(イ) (.....を含む。以下「.....」とする。)
(ロ) (.....を含むものとし、以下「.....」とする。)
〔決定〕 原則として(イ)を用いる。ただし、(ロ)を用いてもよい。

(昭三〇・一次)

(四) (.....以下、第〇条を除き、同じ。)(.....以下、第〇条を除き、「.....」とする。)

(イ) (.....第〇条を除き、以下同じ。)(.....第〇条を除き、以下「.....」とする。)

〔決定〕 (イ)がよし。

(昭三八)

(五) かつこ書の中でかつこの直前の語の意義が以下の同一の条又は項中の他の項又は号等において同じことを示すような場合に、次の二つの用例が見受けられるが、いずれによるか。

(イ) (.....を含む。以下次項において同じ。)

(ロ) (.....を含む。次項において同じ。)

〔決定〕 (ロ)による。なお、「以下この条(この章)において同じ。」は、用いる。

「(.....とし、第三十二条及び第四十三条において「.....」という。)(.....)の用例については、以下同様の意義で用いる条文数が多い場合には、その条名を特掲せず、「以下同じ」とするか、又は定義で明らかにすることとする。

(昭三八)

6 特殊な語句について

(一) (イ)場合も、また同様とする。

(ロ)ときも同様とする。

(ハ)場合も同様である。

(ニ)ときにおいても、同様とする。

〔決定〕 原則として、「.....場合も、同様とする。」とすべきである。(イ)すなわち、「.....場合も、また同様とする。」のように、「また」を挿入することは、先行する文章が長い等の場合には、許される。「.....ときにおいても」、「は、用いる。」「.....ときも」、「は、場合によつては、用いる。」

(昭三〇・一次)

(二) (イ)の場合においては、.....が.....する。

(ロ)の場合においては、.....が.....する。

〔決定〕 「が」が主文章の主語をあらわすために用いられる場合でも、その下に句点を打たないのが原則である。しかし、文章の長さによつては、打つてもよい。

(昭三〇・一次)

(三) (イ) 次のとおり

意見をきいて
やむを得ない事情

添付

かかる

権限に属させられた
以下この章において

(ロ)

次の通り

意見を聞いて
やむを得ない事由

添附

係る

権限に属せしめられた
以下本章中

(決 定)

(イ)を用いる。

(ロ)を用いる。

(ハ)を用いる。

最終的には未決定。ただし、当面「添附」を用いる。

(イ)を用いる。

(ロ)を用いる。

(ハ)を用いる(ただし、「前条」及び「次条」は用いる。)

・・・日をかえない期間内
・・・に委任する。

・・・日をかえない範囲内
・・・に行なわせる。

(四) を用いる。
(イ)、(ロ)どちらも用いる。けれど、意味が単一でないからである。

(昭三〇・二次)

(四) 次各号の一に該当する場合に・・・

(ロ) 次の場合に・・・

〔決定〕 刑罰又は過料を課せられるべき行為を掲げる場合には、(イ)を用いる。その他の場合には、(ロ)を用いてもさしつかえなし。

(昭三〇・一次)

(五) 「次の各号」と書くのは、そのあとで「当該各号」と受けて書く場合及び「各号のいずれか」又は「各号のいずれにも」等をいいあらわす場合に限り、その他の場合には、「次に掲げる・・・」、「次の事項・・・」というように簡単にいいあらわすように統一した方がよいと思われるが、どうか。

(昭三八)

(六) 同一の制限漢字を用いる箇所が題名をも含めて多数ある場合に、ふりがなを省略する例として、共同溝の整備等に関する特別措置法の適否

〔決定〕 すべての場合にふりがなをつけるという前回の決定は、若干緩和する。なお、漢字かなふりは、やむを得ない例外の場合に限る。

(昭三八)

(七) 「・・・を加える。」という改正形式のほか、現在題名、目次、章名、見出し等につき用いている「・・・を附する。」という改正形式を維持する必要があるか (「附」は、国語審議会の補正案では、当用漢字か

ら削ることとされている。)

〔決定〕 当面「附する」という用例を廃止する決定はせず、「つける」という用い方の採用等をあわせて検討する。

(昭三八)

(八) 各号は、対等の立場で列記する場合に用いるのが原則であるが、次のような用例は、どうか。

・・・であつて、第一号(・・・)にあつては、第二号()に掲げる鉅害に相当するものうち、第三号から第五号まで(・・・)にあつては、第三号から第六号まで()に掲げる鉅害に相当するもの以外のもの・・・

〔決定〕 やむを得ない場合には、用いてよい。

(昭三八)

(九) 当用漢字表にない漢字を用いるときは、使用のつどふりがなをつけるのか。

〔決定〕 使用のつどふりがなをつける。

(昭三〇・四次)

7 当用漢字表の補正案について

次の二十八字は、国語審議会で、当用漢字表に追加するように提案があつたが、結局、当分の間は、試験的に当用漢字表に加えて使用することとなった。

亭(テイ)	俸(ホウ)	偵(テイ)	僕(ボク)	厄(ヤク)	堀(ほり)	壤(ジョウ)
宵(シヨウ、ヨイ)		尙(シヨウ)	辰(もどす)	披(ヒ)	挑(チヨウ)	据(すえる)
朴(ボク)	杉(すぎ)	棧(サン)	殺(カク、から)	汁(ジュウ、しる)	泥(デイ、どろ)	
洪(コウ)	涯(ガイ)	渦(カ、うず)	淡(ケイ)	矯(キョウ)	酌(シヤク)	

釣(つり) 斉(セイ) 竜(リョウ)

(注) かつこのなかのかたかなは音読を、ひらがなは訓読を示し、ここに示された音又は訓だけを用いることができる。

(昭二九・一二・一五)

七 附 則

1 施行期日について

(一) 一部改正法の附則において、同法により改正された規定を遡及適用する場合には、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) この法律は、公布の日から施行し、...日から適用する。

(ロ) この法律は、公布の日から施行し、改正後の()法()の規定は、...日から適用する。

(ハ) この法律は、公布の日から施行する。ただし、改正後の()法()の規定は、...日から適用する。

(ニ) 1 この法律は、公布の日から施行する。

2 (この法律による)改正後の()法()の規定は、...日から適用する。

〔決定〕 (ロ)を原則とする。(イ)は、用いない。

なお、新制定法の場合には、右に準ずる。

(昭三〇・三次・昭三八)

(二) ある条文のうちで施行期日が異なる場合の方式

第〇条の規定は、...については、...日、...については、...日から施行する。

〔決定〕 原則としては、「〇条中...に関する部分は...から、...に関する部分は...から施行する。」又は「...から施行し、については...から、...については...から適用する。」を

使用すべきであるが、例外的に設問の用例も認められよう。自動車損害賠償保障法の一部の施行期日を定める政令(昭和三〇政二八三)第四項参照

(昭三〇・三次)

(三) 一部改正法の附則においてその改正規定及び附則の規定の施行期日を規定する場合、各規定の配列については、次のいずれの方式によるべきか。

(イ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第五条の改正規定、附則第三項並びに附則第五項

(ロ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定、第五条の改正規定並びに附則第三項及び(附則)第五項の規定

(ハ) 第一条及び第三条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに第五条の改正規定並びに附則第三項及び(附則)第五項の規定

(ニ) 第一条、第三条及び第五条の改正規定、第四条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三項及び(附則)第五項の規定

(注) 削る改正の場合には、「第〇条を削る規定」と「第〇条を削る改正規定」の表現があるが、いずれがよいか。

〔決定〕 (ロ)又は(ハ)による。(注) については、後者による。(昭三八)

(四) ある法律の施行期日が附則第一条本文に規定され、当該法律中特定の条の施行期日がただし書に規定されて

いる場合、附則において当該法律の施行を規定するときは、次のような例があるが、いずれの方式によるべきか。

- (イ) この法律（附則第一条本文に係る部分をいう。）の施行の際
- (ロ) この法律（附則第一条本文に係る部分に限る。）の施行の際
- (ハ) この法律（附則第一条本文に規定する部分に限る。）の施行の際
- (ニ) この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。）の施行の際
- (ホ) この法律（附則第一条ただし書に規定する部分を除く。）の施行の際
- (ヘ) この法律の施行（附則第一条本文の規定による施行をいう。）の際
- (ニ) この法律の施行の日（附則第一条本文に規定する施行の日をいう。）
- (イ) この法律の施行の際

（昭三八）

(五) 次の例の適否

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、公布の日が同月二日以後であるときは、公布の日から施行し、同月一日から適用する。

〔決定〕 特殊の場合の立法形式として認める。

（昭三八）

(六) この法律中第〇条・・・の改正規定は、昭和三十八年四月一日から、その他の規定は、昭和三十九年四月一日から施行する。

〔決定〕 場合によつては、用いて差しつかえなく。

（昭三八）

(七) 次の例ではいずれによるか。

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

(イ) ただし、第〇条の規定は、昭和三十八年四月十日（昭和三十八年十月一日）から施行する。

(ロ) ただし、第〇条の規定は、同月十日（同年十月一日）から施行する。

〔決定〕 どちらでもよい。

（昭三八）

2 規定の順序について

(一) 附則に、既存の法令の廃止に関する規定を置く場合に、次の二方式があるが、いずれによるべきか。

(イ) 本則の施行に伴う経過規定の前に置く。

(ロ) 右の経過規定の後——これと他法令の一部改正に関する規定との間——に置く。

(注) 「例解立法技術」は、(イ)の方式が普通である、と述べている。

〔決定〕 廃止制定の場合のように附則による廃止が当該法令の構成上基本的に重要なものである場合及び本則の施行に伴う経過規定が多数におよぶためその後規定することがわかりにくいこととなる場合には、(イ)による。

（昭三八）

(二) 附則における他の法令の一部を改正する場合の規定の順序

附則において他の法令の一部を改正する場合、通常その順序は法令番号の順によつてはいるが、公団法等の附則の場合には、税法関係、行政組織法関係等に区分した順序によつてはいる。これは、公団法等の場合のみに限定すべき方法であるかどうか。

〔決定〕 一定の原則が立つ場合には、法令番号の順によらなくてもよい。

(昭三八)

3 附則の改正方式

- (一) 附則中に本則の経過規定と他法令の一部改正とが含まれている場合において、後にその本則の経過規定を改めて条項(特に項)を追加し、又は削るため、附則中の条項を繰り下げ、又は繰り上げる必要が生ずるときは、いずれによるべきか。
 - (イ) その附則中に規定された他法令の一部改正の条項は、消滅したものと考え、これは無視して整理する。
 - (ロ) 他法令の一部改正の条項についてもその形骸は存していることを前提として整理する(たとえば、附則第十八項(経過規定の末尾の項)以下を二項ずつ繰り上げ(繰り下げ)とし、あるいは追加の場合には、附則の末尾に規定を加える等)。
- 〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

- (二) 附則中の条名が本則中の条名と通し番号になっている場合に、附則中に規定を加えるときは、次のいずれによるか。

- (イ) 「附則第三十三條の二の次に次の一條を加える。」
 - (ロ) 「第三十三條の二の次に次の一條を加える。」
- 〔決定〕 (ロ)による。

(昭三八)

- (三) 附則の末尾に項を加える場合、次のいずれによるか。

- (イ) 附則に次の一項を加える。
 - (ロ) 附則第〇項の次に次の一項を加える。
- 〔決定〕 (イ)でよい。

(昭三八)

4 附則中の条、項等の引用について

- (一) 一部改正法の附則において、同法による改正後の条項を引用する場合には、次のいずれの方式によるべきか。
 - (イ) 改正後の第〇条第〇項
 - (ロ) この法律による改正後の第〇条第〇項
 - (ハ) この法律による改正後の〇〇法第〇条第〇項

〔決定〕 (イ)又は(ロ)を用いるのを原則とする。

(注) 新法という略称を用いるような場合には、「改正後の〇〇法」又は「この法律による改正後の〇〇法」という。

なお、本則又は附則で多数の法律を改正している場合には、「第〇条(附則第〇項)の規定による改正後の〇〇法第〇条」として引用するのを原則とする。

(昭三八)

- (二) ある法令の一部改正法の附則で、改正のなかつた当該法令の条項を引用する場合に、「改正前の」又は「改正後の」を冠しないで、単に「・・・法第〇条」としてよいか(「旧法」・「新法」という略称を用いた場合はどうか)。

〔決定〕 よい。なお、「旧法」、「新法」を用いた場合には、改正の前又は後における法律全体を指している

のであるから、改正のなかつた条項についても、「新法」、「旧法」を用いて差しつかえない。

(昭三八)

(三) 附則中の二以上の条又は項を呼称する場合に、次の二つの用例のいずれによるか。

(イ) 附則第四条から附則第九条まで

附則第七項、附則第八項及び附則第十項

(ロ) 附則第四条から第九条まで

附則第七項、第八項及び第十項

〔決定〕 誤解のおそれがない場合には、(ロ)による。

なお、附則中の一連の規定の改正をする場合には、次の例による。

附則中第十四項及び第十五項を削り、第十六項を第十四項とする。

(昭三八)

(四) 次のいずれによるか。

(イ) 旧法(新法、施行法)第〇条・・・旧法(新法)第×条・・・

(ロ) 旧法(新法)第〇条・・・同法第×条・・・

〔決定〕 (イ)による。

(昭三八)

5 その他

(一) 附則の条名

附則の項数が多い法令にあつては、附則を適宜条に分つて、条名をつけてもよい。この場合においては、次の取扱による。

(1) 附則の条名は、本則とは別に起番する。

(2) その法令に目次があるときは、目次中「附則」の下には、附則の条名をかつて書で表示しない。

(3) 附則の条を引用するときは、「附則第〇条」と表示する。

(昭二九・一二・二二)

(二) 改正後の第〇条の規定を適用する場合には、同条・・・中「・・・」とあるのは、・・・については「・・・」と、・・・については「・・・」とする。

〔決定〕 設問の趣旨は、このような用例は本則中に限られるのではないか、ということであるが、附則中で用いられることもありうるとされた。

(昭三〇・三次)

八 別表・表

1 別表の改正追加の方式

(一) 別表第〇表・・・改める。

--	--

同表・・・

〔決定〕 別表については、例外的に設問の用例を認める。

(昭三〇・三次)

〔二〕 次の例ではいずれによるか。

(1) (イ) 附則の次に別表として次のように加える。

(ロ) 別表として次のように加える。

(ハ) 附則の次に次の別表を加える。

〔決定〕 (ハ)による。なお、複数の表を加える場合には、次の方式を用いる。

附則の次に別表として次の二表を加える。

(2) (イ) 別表第三及び第四(別表第一から第七まで)を次のように改める。

(ロ) 別表第三及び別表第四(別表第一から別表第七まで)を次のように改める。

〔決定〕 (ロ)によるのが適切である。

(昭三八)

2 表中に名詞を列記する場合

(イ) 青森県、秋田県、山形県、……

(ロ) 青森県 秋田県 山形県 ……

〔決定〕 (ロ)を用いる。

(昭三〇・二次)

3 表中の縦の区切りの取扱いについて

〔一〕 従来、法令中の表の縦の区切りで縦線で区画されているものは、「項」と呼び、縦線で区画されていないものは、「項」又は「部」と呼ばれていたが、今後は、これを統一して、縦線による区画の有無を問わず、「項」と呼ぶことにする。

〔二〕 法令中の表の縦の区切りについては、今後は、原則として、縦線による区画を設けるものとする。

(注)

(1) 縦線で区画されていない表中の縦の区切りを「項」と呼んだ例

- 1 昭和三八年法律一六八号
 - 2 昭和三九年法律一二九号 厚生省設置法第二九条第一項の表の改正
 - 3 昭和四〇年法律一四一号
 - 4 " 法律二五号 文部省設置法第二七条第一項の表の改正
 - 5 昭和三九年法律三号 運輸省設置法第三八条第一項の表の改正
 - 6 昭和三八年法律六〇号 " 第四条の表の改正
 - 7 昭和四〇年法律一二〇号 労働省設置法第一三条第一項の表の改正
- (2) 縦線で区画されていない表中の縦の区切りを「部」と呼んだ例
- 1 昭和四〇年法律六三号 運輸省設置法第三八条一項の表の改正
 - 2 昭和三九年法律一二八号 農林省設置法第三四条一項の表の改正

(昭四一・五・一七)

4 その他の改正方式

- (一) 区画のない表（所得税法第一三条第一項等）を改正する場合に、改正される部分中字句と字句との間に空白があるときは、これをどう引用すべきか。
 「決定」 原則としてその字数（閣議請議の原本の空白と同一の空白）だけあける。
 （昭三〇・四次）
- (二) 次のような改正の方式は、どの程度で許されるか。
 ○〇表〇〇の欄中次の表の上欄に掲げる字句を同表の下欄に掲げる字句に改める。
 「決定」 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律（昭和三〇年法律第二五号）の場合のような特殊な場合に例外的に認める。
 （昭三〇・四次）

九 理由書

- (一) . . . 等のため、. . . 法の一部を改正する必要がある。これが、. . .
 「決定」 一般に設例のような書き方では、「理由」として不十分であると思われる（〔一〕参照）。
 （昭三〇・三次）
- (二) 法律案につける理由書は意味があるとしても、政令案につける理由書は、内容が形式的のものが多く、この際検討する必要はないか。
 「決定」 理由を実質的に書くように努める。
 （昭三八）